

# 事務事業評価（事後評価）実施結果報告書

（令和2年度実施事業）

令和4年3月

越谷市

<目 次>

I	事務事業評価（事後評価）の概要	1
1	目的	1
2	実施時期と実施内容	1
3	実施手順	1
4	評価対象事業	2
5	評価方法	2
(1)	個別評価	2
(2)	総合評価	3
(3)	改革改善の方向性	3
6	評価結果	4
(1)	総合評価	4
(2)	改革改善の方向性	5
7	事務事業評価（事後評価）の結果を踏まえた取組	6
(1)	各事業担当課における活用	6
(2)	全庁的な活用等	6
II	各事業の総合評価及び改革改善の方向性	7

# I 事務事業評価（事後評価）の概要

## 1 目的

事務事業評価（事後評価）は、行政運営の中に計画(PLAN)→実施(DO)→検証(CHECK)→改革改善(ACTION)のマネジメント・サイクルによる継続的な改革改善の仕組みを取り入れることにより、ヒト・モノ・カネ・情報という経営資源の最適配分を図り、計画に位置付けられた施策を総合的・計画的・効果的に推進していくことを目的とする。

## 2 実施時期と実施内容

事務事業評価（事後評価）の実施時期と実施内容は図表 1-1 のとおりである。

図表 1-1：【事務事業評価の実施時期と実施内容】

実施時期	実施内容
4月・5月	事務事業評価（事後評価）実施
10月	外部評価実施（※隔年）
10月以降	翌年度当初予算編成の参考資料として評価結果を活用
	行政経営推進本部会議及び行政経営審議会へ報告、評価結果を公表

## 3 実施手順

図表 1-2 のとおり、今年度の評価対象である事務事業について、担当課で事業ごとの評価を行った。その後、行財政部行政管理課において集計及び分析を行い、外部評価を経た後に、その結果を行財政部財政課において翌年度当初予算編成の参考資料として活用する。

図表 1-2：【事務事業評価（事後評価）の実施手順】

項目	担当	担当課	行政管理課	財政課
1 対象事業の確認	確認			
2 事務事業評価表等の作成	作成・評価	評価		
3 評価表等の提出		提出	確認	
4 集計及び分析			集計・分析	
5 参考資料として活用				活用
6 公表			公表	
7 当初予算編成				予算査定

## 4 評価対象事業

行財政部行政管理課において評価対象事業の選定基準（図表 1-3）に基づき 392 事業を選定した。

図表 1-3：【評価対象事業の選定基準】

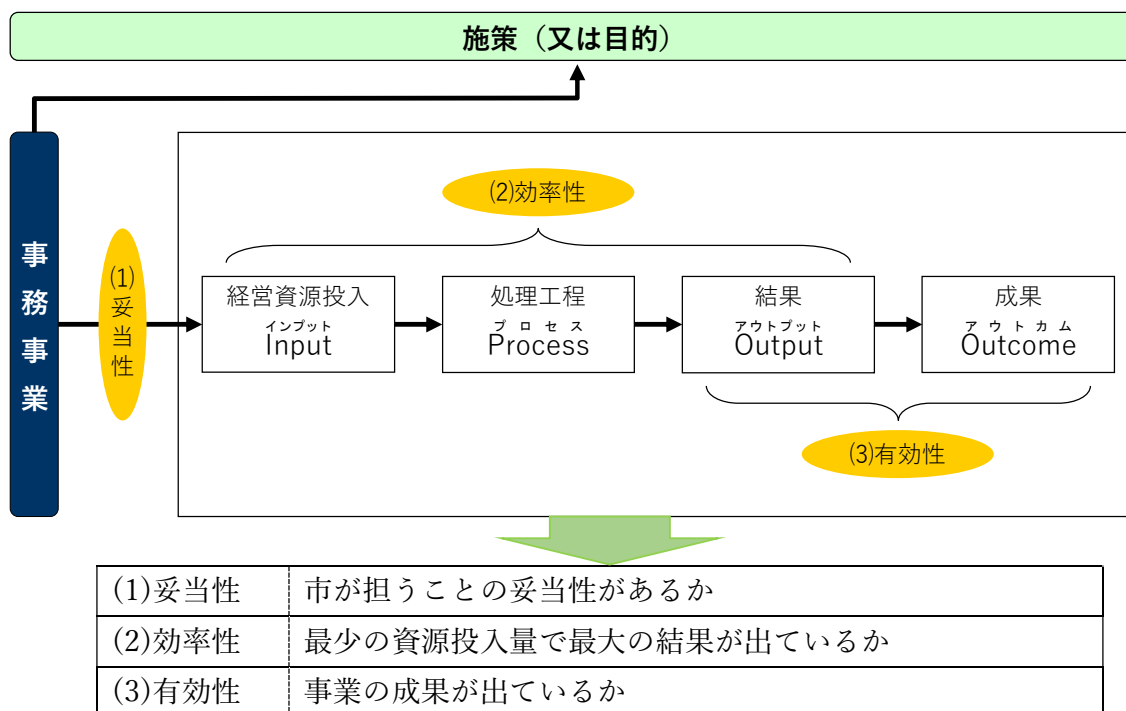
- ①第 4 次総合振興計画後期基本計画・第二期実施計画対象事業
- ②事業別予算書の細々目を 1 事業とし、単年度の事業費が 300 万円以上の事務
- ③令和元年度より前の外部評価で「C」もしくは「D」評価とされた事業のうち、課題が指摘され、現状を把握する必要があると思われる事業
- ④令和元年度、2 年度を初年度とした新規事業（評価表未作成事業）
- ⑤今後の外部評価を希望する事業

## 5 評価方法

### (1) 個別評価

市が担うことの妥当性が高いか（事業の「妥当性」）、最少の資源投入量で最大の結果が出ているか（事業の「効率性」）、事業の成果が出ているか（事業の「有効性」）といった評価視点（図表 1-4）に基づき、個別評価を行った。具体的には、各評価視点につき最大 6 つの評価項目（図表 1-5）を設け、該当する場合は「○」を付けて評価を行った。

図表 1-4 【施策（又は目的）・事務事業と評価視点との関連図】



図表 1-5：【評価視点と評価項目】

評価視点	評価項目
妥当性	(1) 社会情勢や時代の変化を踏まえても、事業の意義は薄れておらず、税金を使って実施する事業としてふさわしい。
	(2) 市民からの事業に対する需要もあり、それを裏付ける具体的なデータも需要予測もある。受益者以外の意見も広く聴いている。
	(3) 法律で市の実施義務や公務員の従事義務があり、市の意思では廃止・見直しできない。
	(4) 国・県・民間等では実施又は適切なサービス水準の確保が困難で、市が主体となって関与すべき事業である。
	(5) 休・廃止した場合に、市民に与える影響が大きい。
	(6) 特定の個人や団体に受益が偏っていない(不公平感はない)。
効率性	(7) 定期的に事業の実施手順や費用対効果を把握・検証し、効率化に向けた取組を行っている。
	(8) 活動指標による単位あたりのコストが、前年度との比較又は最近数年間の推移において、悪化(事業計画、予定されたコスト上昇等を除く)していない。
	(9) 事業の成果を下げずにコストを削減する余地(仕様や工法の見直し、電算化等の事務改善、臨時・非常勤職員等の活用や委託化など)はない。
	(10) 他の自治体の手法や体制と比較しても効率的かつ質の高い取組を行っている。
	(11) 受益者負担の見直しの余地はない、又は受益者負担を求める事業ではない。
有効性	(12) 事業目的を踏まえた適切な活動指標・成果指標(数値化が困難な場合は文言により代替的に指標となるもの)を設定している。
	(13) 設定した活動指標・成果指標に対する達成度が高い。
	(14) 事業の活動量に見合った十分な成果が出ている。
	(15) 成果を上げるために事業内容を見直す必要はない。
	(16) 事業を継続することによって成果のさらなる向上又は適正水準の確保が期待できる。

## (2) 総合評価

各評価視点に基づく個別評価を踏まえた上で、課題の有無や内容、改善の程度等によりAからDまでの4段階（図表 1-6）で総合評価を行った。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により目標を達成できなかった事業については、取り組んだ内容を踏まえて評価した。

図表 1-6：【総合評価の内容】

類型	内容
A	事業内容は適切である
B	課題が少しあり事業の一部見直しが必要
C	課題が多く事業の大幅な見直しが必要
D	事業の休・廃止を含めた検討が必要

## (3) 改革改善の方向性

総合評価で認識した課題を踏まえ、「現状維持」「検討・見直し」「終了（R3年度）」の3段階で事業の改革改善の方向性を示した。

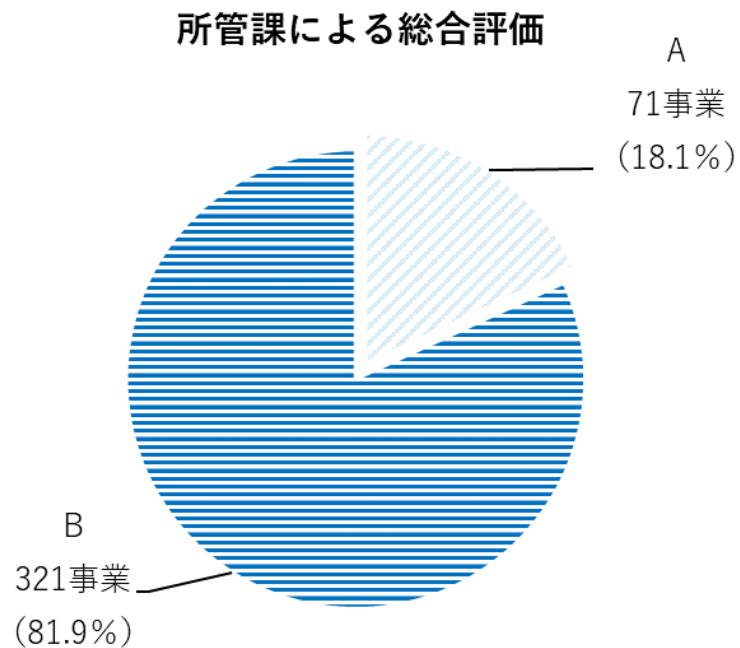
## 6 評価結果

### (1) 総合評価

評価対象とした 392 事業中、A 評価は 71 事業 (18.1%)、B 評価は 321 事業 (81.9%)、C 評価は 0 事業(0.0%)、D 評価は 0 事業(0.0%)という結果になった。

図表 1-7：【総合評価の集計結果及び構成比】

総合評価	事業数 (件)	構成比
A (事業内容は適切である)	71	18.1%
B (課題が少しあり事業の一部見直しが必要)	321	81.9%
C (課題が多く事業の大幅な見直しが必要)	0	0.0%
D (事業の休・廃止を含めた検討が必要)	0	0.0%
合計	392	100.0%



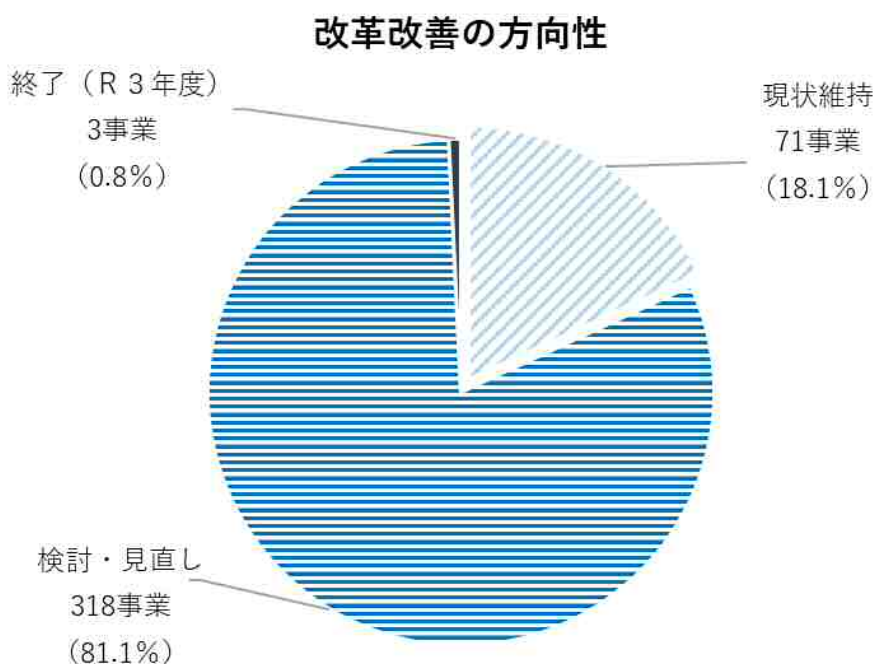
## (2) 改革改善の方向性

評価対象とした事業の今後における改革改善の方向性として、「現状維持」、「検討・見直し」、「終了（R3年度）」の3段階評価を実施し、その結果を集計した。

評価対象とした392事業中、「現状維持」は71事業（18.1%）、「検討・見直し」は318事業（81.1%）、「終了（R3年度）」は3事業（0.8%）という結果になった。

図表 1-8：【改革改善の方向性の集計結果及び構成比】

区分	現状維持	検討・見直し	終了 (R3年度)	計
事業数	71	318	3	392
構成比	18.1%	81.1%	0.8%	100%



図表 1-8 で終了（R3年度）とした3事業

課名	事業名	事業終了の理由
市民活動支援課	大沢地区センター・公民館整備事業	大沢地区センターの整備を行い、令和3年9月1日に供用開始となるため。
保育施設課	大相模保育所整備事業	大相模保育所の建替えが完了し、令和3年4月1日に開所となったため。
スポーツ振興課	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	東京オリンピック・パラリンピックが閉幕したため。

## 7 事務事業評価（事後評価）の結果を踏まえた取組

事務事業評価（事後評価）の結果については、その内容を踏まえ、各事業担当課及び全庁的な取組として、次のような活用等を積極的に図るものとする。

### (1) 各事業担当課における活用

当該事業の決算に向けた課題の整理、当初予算編成及び事務事業の改革改善等を進めていく上での参考資料とする。

### (2) 全庁的な活用等

#### ① 予算編成との連携

別途実施する外部評価の結果等とともに、翌年度の当初予算編成の参考資料として活用する。

#### ② 組織・定数調整との連携

事務事業評価（事後評価）における「業務分担整理表」を含めて組織・定数調整の参考資料として活用する。

#### ③ 外部評価における対象事業の抽出等

外部評価対象事業の抽出及び外部評価者への説明のための参考資料として活用する。

#### ④ 行政改革における取組項目の設定

行政改革における取組項目として設定するための参考資料として活用する。

#### ⑤ 事務事業評価（事後評価）の結果の公表

外部評価の結果等と併せて公表する。



## II 各事業の総合評価及び改革改善の方向性

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
1	危機管理室	危機管理室	自主防災組織育成事業	地域防災力の向上を図るため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織に対し、助成を行う。	B	自主防災組織の組織数は増加しているが、まだ自主防災組織を設立していない地域があるため、出張講座等を通じて啓発していく必要がある。	検討 見直し
2	危機管理室	危機管理室	災害予防対策事業	災害の予防対策として、備蓄資器材の整備や防災訓練の実施及び支援、防災気象情報の取得及び伝達、防災行政無線の維持管理、越谷市地域防災計画の修正等を実施する。	B	備蓄計画に基づく備蓄資器材を整備が完了した。また越谷市地域防災計画の修正を2か年で実施しており、令和2年度については計画通り修正素案の作成まで完了したが、総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に延期とした。	検討 見直し
3	危機管理室	危機管理室	災害復旧事業	建設業協会、造園業協会等への業務委託による災害応急対策活動を実施する。	B	関係各課や関係機関、防災関係協力団体と連携し、災害応急対策活動の更なる充実を図る必要がある。	検討 見直し
4	危機管理室	危機管理室	防災施設整備事業	避難場所誘導板・案内板、避難場所照明塔、固定系デジタル防災行政無線、埼玉県地上系防災行政無線施設を整備する。	B	固定系デジタル防災行政無線の整備に伴い、SNSや本市独自の防災アプリによる防災情報伝達手段の拡充を図ることができた。避難場所誘導板については、全ての設備を撤去・新設するのではなく、再利用できる部品は再利用した。	検討 見直し
5	市長公室	行政デジタル推進課	総合行政情報化推進事業	①情報化推進計画に基づき内部事務システムの改善に取り組む。 ②総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用を図る。 ③情報化研修を計画的に実施する。 ④情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する。	B	行政運営における情報化の推進において欠かすことのできない、セキュリティ対策と職員のITリテラシーの向上に継続的に取り組んでいる。しかし、セキュリティにおいてはサイバー攻撃等の多様化、ITリテラシーにおいては職員の退職・採用・異動や行政デジタル化の加速が課題として常に存在するため、不断の対策が求められる事業である。また、情報化推進計画については計画策定がスタートであり、今後、その着実な推進を図るとともに、3年後、5年後を見据え、PDCAサイクルによる計画の見直しを常に行わなければならない。	検討 見直し
6	市長公室	行政デジタル推進課	庁内LAN運用事業	必要な職員に対して一人一台の割合でパソコンを配備する。グループウェア、財務会計システム及び庶務システム等の内部事務関連システムを利用する。	B	内部事務関連のシステムを運用し、職員間の情報共有基盤や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進するとともに、行政事務の簡素化・効率化を図る事業である。 平成29年にインターネットと分離し、外部からの不正接続や情報漏洩等に対するセキュリティ対策とネットワークの集中管理や可視化の仕組みを導入したが、職員の事務効率が低下する弊害が生じている。また、Web会議やコミュニケーションツールの多様化等、職員の働き方改革に向けた環境整備が必要である。	検討 見直し
7	市長公室	行政デジタル推進課	電算運用事業	インターネット技術を利用したWebシステムにより同時に多くの者が、システムにアクセスできる環境を作り、その安定稼働を図る。また、スムーズなシステム間の連携を実現することにより事務の効率化を推進する。	B	ワンストップ・ノンストップサービスの充実を図るなど市民サービスの向上に取り組み、今後も継続して事業費の削減努力をすることは重要である。 将来的には国の共通基盤整備状況を見つつ、他自治体との共同利用やASPサービスの導入も視野に入れて、さらなるBPR推進を図ることが必要である。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
8	市長公室	広報シティプロモーション課	ホームページ・テレビ広報事業	市の主要施策、各種イベント、公共施設の情報などを、ホームページに掲載する。また制作したテレビ番組をテレビ埼玉、ケーブルテレビで放映する。	B	市民のニーズや市の魅力を的確に捉え、ホームページやテレビ広報番組の内容へ反映する必要がある。	検討 見直し
9	市長公室	広報シティプロモーション課	広報活動事業	広報広聴専門委員の会議を開催する。広報広聴専門委員は、広報広聴活動に関する情報を提供し、各種団体の代表者や学識経験者による専門的立場から意見や助言及び協力を得て業務に反映させる。また市民に市政の動きを身近に感じ、理解してもらうために市政移動教室を開催する。	B	市政移動教室は、開催時の様子や魅力などについて広報媒体を用いて周知し、参加者の増加を図った。また広報広聴専門委員は、会議の際だけでなく、平日頃から助言を受けることができるよう委員に働きかけた。	検討 見直し
10	市長公室	広報シティプロモーション課	広報刊行物発行事業	市民生活に関係ある手続きなどを分かりやすくまとめた市民ガイドブックや公共施設などを記載した案内図を作成するとともに、市政、歴史、市の将来展望を写真やグラフ等を活用し、まとめた市勢要覧（3年に1度）を発行する。	B	市民の日常生活に役立つよう、掲載内容や全体構成の改善に努める。	検討 見直し
11	市長公室	広報シティプロモーション課	広報紙発行事業	広報紙を市内全世帯へ配布し、情報提供を行う。広報紙については毎月発行のお知らせ版と年間4回発行の季刊版（特集、読み物、写真中心）とし、分かりやすく親しみやすい紙面の編集に努める。	B	・広報紙の配布率については、市民が身近なところで広報紙を目にすることができるよう、設置協力店の拡大に努めていく。 ・広報紙の分かりやすさの向上については、市政モニターや広報広聴専門委員などの意見も取り入れながら、目標の80%に向けて改善に努める。	検討 見直し
12	市長公室	広報シティプロモーション課	魅力発信事業（現シティプロモーション推進事業）	食を中心とした新たな魅力を発信するとともに、地域資源のブランディングなど、市のイメージ向上に資する事業に取り組む。	B	「こしがや愛されグルメ発信事業」や「都市イメージ向上事業」では観光に関する包括連携協定を締結している（株）JTBのノウハウを活かして事業展開を実施した。また、「メディアプロモーション事業」では、「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使」の益若つばさ氏、星奈津美氏と連携し、市内外に向けた積極的な情報発信を行った。今後、事業効果を検証するとともに、継続して新しい取組みにも挑戦していく必要がある。	検討 見直し
13	市長公室	人権・男女共同参画推進課	自立支援事業	女性の自立支援に取り組む民間支援団体に活動費の助成などを行う。	A	事業は適正に行われている。	現状 維持
14	市長公室	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画支援センター管理運営事業	指定管理者であるNPOの高い専門性やノウハウを活用した運営を行う。	A	事業は適正に行われている。	現状 維持
15	市長公室	人権・男女共同参画推進課	男女共同参画相談事業	相談業務委託により、電話・面接相談を行う。	A	事業は適正に行われている。	現状 維持
16	総合政策部	政策課	広域行政事業	5市1町の連携、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるよやく）の共同運用、広域的な行政課題の調査研究及び共同事業による行政の効率化を図るため、5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、共同事業を行う。	B	まんまるよやくについては、近隣5市1町施設の共同利用ができるシステムとして、広く市民の方々に利用いただいており、利用者登録数や予約状況等をもっても必要性はあると認識している。今後はよりコスト削減を意識した効率的かつ安全なシステム運用が求められる。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
17	総合政策部	政策課	統計調査事業	調査員の選出、調査票の配布・収集・審査、広報による調査客体へのPR。	B	統計調査への関心の希薄や個人情報保護への意識の高まりにより、調査への協力が年々得られにくくなっている。 併せて統計調査員の高齢化が進み、統計調査員の確保が難しくなってきている。	検討 見直し
18	総合政策部	政策課	土地開発公社振興事業	・土地開発公社の管理費、人件費及び経費の一部を補助する。 ・土地開発公社の借入金に係る利子の補給を行う。	B	本事業は、越谷市土地開発公社の円滑な事業運営のために適正に執行している。事業実施をとおして、経営健全化計画で定めた公社保有地の処分はおおむね順調に進んでおり、管理費等や支払利息の縮減が図られている。 一方で、今後の公社の経営健全化の推進には課題もあることから、本事業の内容等の見直しを検討する必要があるため、Bとした。	検討 見直し
19	総合政策部	南越谷にぎわい推進室	南越谷駅・新越谷駅周辺地域にぎわい創出事業	・有識者や一般公募委員等で構成する「越谷サンシティ整備懇談会」や民間事業者等の意見を踏まえ、「越谷サンシティ整備基本計画」を策定した。 ・コミュニティプラザの土地・建物のうち、越谷コミュニティプラザ株式会社の持分を取得した。 ・コミュニティプラザの商業棟の管理運営等を行った。	A	計画どおり事業が進められており、事業内容は適切であると判断している。	現状 維持
20	行財政部	行政管理課	外部監査事業	包括外部監査人が監査テーマを決め、監査を行う。	B	地方自治法 252 条の 27 他に基づき、事業を適正に執行した。しかし、指摘から数年経っても検討中及び改善中となっている事項が多く、改善済みに整理されないことが課題となっている。	検討 見直し
21	行財政部	公共施設マネジメント推進課	公有財産管理事業	行政財産の適正管理を行いながら、財産の余剰スペースの貸付けを行い、歳入の増収を図る。	A	公有財産の利活用によって、自主財源の確保が図られているため、事業の有効性が確保されている。また、災害時における飲料の提供に関する協定を締結し、災害発生時に飲料を施設利用者に無償提供できる。	現状 維持
22	行財政部	公共施設マネジメント推進課	公共施設等総合管理事業	当課及び施設所管課職員が公共施設マネジメントシステムにより、施設の稼働状況や修繕情報等の一元的管理を行った。また、業務委託で各施設の躯体等の状況調査を実施し、長寿命化の適否の判断材料及び公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定材料とした。	A	個別施設計画の策定や公共施設マネジメントシステムの構築・運用管理等の業務委託について、事業目的の達成に向けて効果的に実施している。	現状 維持
23	行財政部	市民税課	市民税課税事務事業	個人市民税は給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税確定申告書、市・県民税申告書等の課税資料の電算システムへの取り込み・入力により課税台帳を作成、個人市・県民税の税額を算定し、納税通知書の発送により賦課決定を行う。法人市民税は、法人から提出される確定申告書、予定申告書、修正申告書等の申告書の内容を電算システムに取り込み・入力のうえ課税台帳を作成、申告納付額等の確認を行うとともに、必要に応じて更正処理等を行う。	B	市財源の根幹たる市税の確保は、適正な課税処理がなされることにより実現するものであることから、電算化や事業の実施手順等について、他の自治体の状況を調査・研究することにより見直しを行うなど、さらなる効率化を図ることで、健全な行財政運営を支えている。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
24	行財政部	市民税課	軽自動車税課税事務事業	軽自動車税（種別割）は、車両の登録・廃車等に係る税申告書の内容や、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）の車両情報データを、軽自動車税システムに入力・取り込みすることにより課税台帳を作成して税額を算定し、納税通知書の発送により賦課決定を行う。軽自動車税（環境性能割）は、地方税法の定めに基づき当分の間県が賦課徴収を行うため、県からの歳入管理及び県への徴収取扱費の支出等を行う。	B	軽自動車税を適正に課税するための事務手順について、より正確・迅速な事務を行うよう工夫する余地がある。	検討見直し
25	行財政部	資産税課	資産税課税事務事業	固定資産税課税台帳を電算システムで管理し、法務局からの変更登記の通知等により、年間約20,000件の処理を行う。土地評価について、市内599地点の標準宅地を定め、不動産鑑定士により鑑定評価を行い、限られた期間内で市内の約30万筆の土地を、地理情報システムや土地評価システムを活用して、適正に課税する。また、固定資産税関連の証明書の発行を行う。	A	平成17年度の外部評価で指摘された地理情報システム委託事業は、平成24年度に構築され平成25年度から開始された統合的GISにより、地理情報の全庁的な統合化・共有化を行っている。また、平成18年度で指摘された土地評価システム委託事業については、業務内容を定期的に精査し、業務改善と効率的な運用に取り組み、土地評価業務の精度向上に努めている。	現状維持
26	行財政部	収納課	市税等徴収事務事業	効率的かつ効果的な滞納整理を進めるとともに、適正な収納管理を行う。	A	滞納者に対して、給与照会及び財産の差押を積極的に実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響下において、非対面の電話相談を積極的に実施するなど収納率向上に努める一方、催告・差押の実施を一時的に抑制するとともに納税の緩和措置として徴収猶予の特例制度等を適用した。 さらに、令和2年12月より電子納付を実施し、人との接触を避けながらも納付できる環境を整備した。	現状維持
27	総務部	法務課	法令等管理事業	①例規データベースの積極的な運用 ②例規データベースのホームページでの公開 ③加除式図書の管理	A	法令等管理事業は、市の業務遂行上必要不可欠であり、また例規集を公開することにより市民と情報共有し、協働のまちづくりに貢献している。今後とも適正な事業運営に努めるとともに、効率的な事業運営に努めていく。	現状維持
28	総務部	総務課	公文書管理事業（情報公開担当分）	①ファイリングシステムによる適正かつ効率的な文書の整理及び保存 ②本庁の文書庫に収納できない文書の保存業務を文書専用の倉庫業者へ委託 ③文書事務の電子化の基礎となる文書管理システムの活用	B	文書管理システムの運用に対応できるように平成30年4月に文書管理規程の整備を行っている。ファイリングシステムの維持管理については、平成18年度からすべての課所においてチェックシートによる自己点検維持管理方式に切り替え、実地指導の委託料や正規職員の工数を削減している。	検討見直し
29	総務部	総務課	公文書管理事業（総務管理担当分）	郵便事務については料金割引制度を有効活用し、さらに、県庁に向けた郵便物は合封を行う。広報こしがや等の配送事務については、民間の事業者へ委託する。	B	発送時間の厳守については、郵便ハンドブック、総務課の案内板、各課の郵便担当者へ直接口頭により周知を図っている。	検討見直し
30	総務部	総務課	平和事業	中学生による広島平和記念式典への参加や、平和展・平和講演会の事業を行う。	B	若い世代の平和意識を高めるため、市内小学校の6年生による平和展の見学を毎年実施している。また、事業の周知を図るため、市のホームページ・広報「こしがや」・自治会掲示板を活用し、事業のPRに努めている。	検討見直し
31	総務部	総務課	印刷管理事業	浄書印刷の集中管理や、印刷機・複合機等の充実及び適正配置を行う。	B	翌年度の印刷予定について、各課に照会を行い、年間を通じて業務が平準的かつ計画的に実施できるようにしている。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
32	総務部	人事課	職員採用事業	学歴に応じた試験問題の作成及び採点を専門機関に委託することで、人件費等のコストを制御するとともに、客観性・公平性を確保する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>有意な人材確保のため、当該事業の妥当性は高い。</li> <li>試験問題の作成及び採点を専門機関に委託することで、試験の公平性・効率性・機密性を確保することができる。</li> <li>求める人材とその確保の方法について、必要に応じ見直しを検討していくことが必要である。</li> </ul>	検討見直し
33	総務部	人事課	職員研修事業	各階層に必要な知識をはじめ、法令に関する専門知識等の習得を図るとともに、民間・公的機関等への派遣や自己啓発の促進を図る。	B	研修事業の現状と課題を踏まえ、職員に求められる能力を養成するため、効果的な研修を実施していく。	検討見直し
34	総務部	安全衛生管理課	安全衛生事業	健康診断、予防注射・職員健康相談については（公財）埼玉県健康づくり事業団へ業務委託。・ストレスチェック事業については、検査、分析、結果報告等を株式会社カイトックへ業務委託。・メンタルヘルス等の面接については職員（保健師・看護師）が実施。・公務災害等の予防啓発、衛生委員会については職員が実施。	B	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症予防のため、実施時期や会場の変更、密にならないよう健康診断の時間延長等、効率性よりも安全性を優先し事業を実施した経過があり、効率的な事業の実施等の改善点については今後引き続き検討していく。	検討見直し
35	総務部	契約課	電子入札システム事業	埼玉県電子入札共同システムへ参加し、電子入札システムの運用を行う。	B	電子入札システムは、埼玉県と県内参加自治体が共同で開発・運営を行っており、市の財務会計システムとのデータ連携などで円滑な運用に努めている。	検討見直し
36	総務部	庁舎管理課	庁舎整備事業	新本庁舎建設工事を鑑みながら、建物や設備機器等の改修工事及び修繕を計画的に行う。	A	不要不急なコストを削減しつつ、緊急度や重要度に応じた優先順位付けによって、計画的な施設改修を行う。	現状維持
37	総務部	庁舎管理課	本庁舎建設事業	新本庁舎建設工事を実施する。	A	令和元年度、令和2年度の2カ年で、計画通り新本庁舎を建設した。	現状維持
38	総務部	庁舎管理課	庁用車管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車の稼働率を調査し、適正な車両台数の確保及び運行管理を行う。</li> <li>市長、副市長、教育長の公務に伴う特別車の運行、及び市の行事に伴うバスの運行を行う。</li> <li>越谷駅東口駐車場を公用車駐車場として約70台分借上げる。</li> </ul>	A	近年、集中管理とする車両が生じないため、公用車は適正に運用されている。	現状維持
39	総務部	庁舎管理課	庁舎管理事業	庁舎内の巡視、日常点検や設備機器等の適正な運転及び案内表示の充実により、環境整備を進め効率的な庁舎の保守管理を行う。	A	適切な日常点検、運転管理、案内表示等の実施により、安全で利用しやすい庁舎環境を維持した。	現状維持
40	総務部	庁舎管理課	公有財産管理事業	全国市長会保険に加入する。	A	平成27年度から全国市長会保険に加入し、遺漏なく且つ、施設間での差がない補償体制が構築されている。	現状維持
41	市民協働部	市民活動支援課	コミュニティ活動推進事業	各地区に組織されているコミュニティ推進協議会及び越谷市コミュニティ推進協議会に対し、予算の範囲内で助成金を交付した。	B	各地区のコミュニティ組織に対して継続した助成金交付を行った。地域の実情や規模等が一律ではないため、助成金の配分方法に関してはより公平性を保てるよう努める必要がある。	検討見直し
42	市民協働部	市民活動支援課	越谷しらこぼと基金事業（越谷しらこぼと基金積立金事業含む）	市内に活動の本拠がある市民活動団体及びスポーツの全国大会に出場する市民に対して助成を行った。	B	市民活動団体等への支援を図るため、継続した助成金交付を行った。しかし、助成に係る基準、妥当性等が不明瞭である点は依然として課題であり、今後改善が必要。	検討見直し
43	市民協働部	市民活動支援課	交流館運営事業	地元の代表の運営協議会を指定管理者として、管理を委託する。	B	アンケートにおける総合満足度をより高くするため、指定管理者との連携を密にとり、利用者へのよりよいサービスの提供を図る。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
44	市民協働部	市民活動支援課	交流館施設管理事業	業務委託により交流館の清掃業務、設備保守、警備などの保守管理を行う。	B	バリアフリー対策として、手すりやスロープの整備を行ったほか、トイレの洋式化や必要な修繕などを適宜行い、誰もが利用しやすい施設となるよう環境を整えている。	検討見直し
45	市民協働部	市民活動支援課	公有財産管理事業	東小林記念会館（普通財産）を東越谷連合自治会に使用貸借により管理してもらい、地域住民の諸活動を行う場として活用する。	B	当該地域にコミュニティ施設はなく、本施設が東越谷地域の地域拠点としての役割を果たしている。また、広く地域住民が利用出来るよう、使用規則に「公益性を有する地域活動を行う市民の活動の場として使用するものとする」と追記した。	検討見直し
46	市民協働部	市民活動支援課	国際交流員事業	国際交流員を活用し、越谷市の国際化の推進を図った。 1 外国人市民へ市政情報を提供するための外国語刊行物の編集・翻訳・監修 2 市役所での外国人市民への案内・通訳 3 地域住民に対する国際理解、多文化共生のための講座の企画・運営 4 市主催の国際化推進関連事業への協力 5 海外との往復書簡の翻訳	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業を中止せざるを得なくなったが、経済的支援を必要とする外国人来庁者への通訳を行うことによって担当部門の支援へつなぐことができた。	検討見直し
47	市民協働部	市民活動支援課	国際交流協会支援事業	越谷市国際交流協会が主催する各種事業に対して補助金を交付し、支援を行うとともに、組織の運営に係る助言と協力を行う。目的達成のため、協会内の4つの委員会（総務委員会、都市交流委員会、地域交流委員会、青少年委員会）が市内のボランティアや参加者を募ってそれぞれ異なる事業を行う予定だったが令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、越谷市民まつりへの参加、越谷市中学生使節団派遣事業、キャンベルタウン市青少年使節団受け入れ事業、越谷国際フェスティバル、多文化共生事業、青少年のための国際理解・国際交流事業を中止。	B	（姉妹都市交流）事業参加者の国際的視野の拡大、今後の多文化共生社会形成への理解及び両市の友好関係の発展に寄与するものであり、今後も継続していくことが妥当である。 （多文化共生）各種交流事業により、本市の多文化共生社会の実現への進展が期待でき、増加傾向にある外国籍市民のためにも、多文化共生に関する事業を強化していく必要がある。	検討見直し
48	市民協働部	市民活動支援課	市民活動支援センター管理事業	指定管理者制度を活用し、市民活動への参加促進のほか、市民活動を行う団体等の支援を行った。	B	来所者が安心して利用できるような施設運営に努めるとともに、市民活動の活性化、活動団体の育成等を行った。施設開所から10年目を迎えるにあたり、来所者や事業参加者が限定されつつあるため、広く施設の周知を図り、利用者の増加等に努める必要がある。	検討見直し
49	市民協働部	市民活動支援課	自治会振興事業	越谷市自治会連合会、地区連合会、単位自治会に対し自治会振興交付金を交付した。	B	年々、自治会の加入率が減少傾向にあり、加入率向上に向けた取組みが課題となっているため。	検討見直し
50	市民協働部	市民活動支援課	集会施設整備事業	自治会が管理・運営する集会施設の用地取得や新築、修繕、空調設備の整備等の事業費の一部を予算の範囲内で補助する。	B	予算の範囲内で事業執行をする必要があり、全自治会の要望に応えることができない。	検討見直し
51	市民協働部	市民活動支援課	大沢地区センター・公民館整備事業	令和3年度の供用開始に向け、改修工事に着手した。	B	当該事業は、新たな大沢地区センター・公民館の開設を目的とした、旧保健センターの改修工事である。令和2年度については、契約変更に伴い、工事の進捗に影響は出たものの、概ね、工事は順調に進んでおり、令和3年9月1日の供用開始に向けて整備を進めている。	終了 (R3年度)

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
52	市民協働部	市民活動支援課	地区センター業務事業	きめ細やかな行政サービスを提供するため、会計年度任用職員を適正に配置し、人員不足の解消を図る。また、文書回送業務を専門業者に委託し、本庁の開庁日はすべて一日一回の届出書類等の回送を行う。	B	当該事業は、地区センターの行政サービスに関する事業であるため、引き続き市民ニーズの把握に努め、行政サービスの向上を図る必要がある。	検討見直し
53	市民協働部	市民活動支援課	地区センター施設改修事業	各種の施設保守委託業者より報告を受けたもの、また、職員や利用者からの要望があったものから、緊急性や重要性を勘案して適宜修繕を行う。	B	適切な施設管理を行うため、突発的な修繕等により予定していた工事が後回しにならないように予算の計上を行う。	検討見直し
54	市民協働部	市民活動支援課	地区センター施設管理事業	清掃、警備等の13業種について、業務を専門業者に委託する。	B	地区センターの施設維持管理をする上で、不可欠な事業であるが、経常経費である保守管理委託料の更なる削減を図るとともに、PPS導入に関する調査検討を行う。	検討見直し
55	市民協働部	市民活動支援課	中央市民会館管理事業	指定管理者制度を活用し、中央市民会館の効果的な管理運営を行う。	B	越谷市の市民活動の拠点施設として、利用者の目線に立った、より良い施設の運営を目指して指定管理者と連携を図った。	検討見直し
56	市民協働部	市民活動支援課	中央市民会館施設改修事業	修繕及び改修工事を行う。	B	平成4年に開館してから29年が経過しており、空調室内機等をはじめとする設備の更新が必要となっている。越谷市公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえて、計画的に設備を更新できる体制づくりが急務である。	検討見直し
57	市民協働部	市民活動支援課	北部市民会館施設改修事業	修繕及び改修工事を行う。	B	昭和63年に開館してから33年が経過しており、空調室内機等をはじめとする設備の更新が必要となっている。越谷市公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえて、計画的に設備を更新できる体制づくりが急務である。	検討見直し
58	市民協働部	市民活動支援課	北部市民会館施設管理事業	地域住民で組織した越谷市北部市民会館運営協議会を指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図るとともに、会館の清掃業務、設備の保守などを専門業者に委託する。	B	利用率の向上を目的とした駐車場の拡張を実施した。 北部圏域の市民活動の拠点施設として、利用者の目線に立ったより良い施設の運営を目指して、施設管理者との連携を図っている。	検討見直し
59	市民協働部	くらし安心課	大相模安全安心ステーション管理事業	地域の防犯活動の拠点施設として適正な維持管理を行った。	B	大相模安全安心ステーションは、午後2時30分から午後6時30分の時間で開所しており、小学生等の下校時間帯に懸念される不審者対策においては、即効性が高く、さらに見守り活動という観点で事業は適当と考える。また、自治会等を通じて出張講座に申し込みがあった場合は、防犯アドバイザーを講師として積極的に派遣している。	検討見直し
60	市民協働部	くらし安心課	交通安全指導事業	交通安全指導員による登校時における児童の安全確保や交通安全教育及び街頭指導等を行う。	B	交通安全指導員は、登校時のほか、毎年各小学校などと連携を図りながら交通安全教室を実施しており、年代ごとに効果的な事業内容としている。また、地域での交通安全講話を出張講座として実施して、特に高齢者を対象とした交通事故防止対策を推進している。さらに、より良い交通安全教室を実施するため、交通安全指導員の資質の向上、グループ分けした中で勉強会を実施している。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
61	市民協働部	くらし安心課	放置自転車保管管理事業	民間に事業委託する。 撤去・保管料 自転車 3,000円 原動機付自転車 4,500円	B	放置自転車の原因は、自転車利用者のマナーの問題によるところが大きく、通行の障害や犯罪を誘発する原因となる。そのため、交通安全運動や防犯活動においても警察署や関係団体と連携して放置自転車を抑制するための、啓発活動を行う。また、放置自転車保管管理については、撤去保管料を徴収及び引取りが無い自転車の売却を行い、経費の縮減に努めた。	検討 見直し
62	市民協働部	くらし安心課	放置自転車対策事業	放置自転車等の誘導整理や撤去業務を民間委託した。	B	放置自転車等の撤去台数は減少傾向にある。しかしながら、放置自転車等は依然として発生しているため、事業の継続は必要である。	検討 見直し
63	市民協働部	くらし安心課	消費生活相談事業	消費生活相談員が2名体制で消費生活に関する相談に応じる。相談時間は平日の9:30～12:00、13:00～15:30。	B	消費生活相談員を研修会等へ参加させ、消費生活相談員の相談対応能力の向上を図ることが出来た。しかし対象である相談者の年齢や生活環境は様々であり、相談内容も多岐に渡るため、今後も新しい知識を取り入れ相談窓口の機能を強化する必要がある。	検討 見直し
64	市民協働部	くらし安心課	市民相談事業	下記のとおり、相談窓口を開設した。 ①市民相談：（一般）月～金 市民相談員2名体制、（交通事故） 月・木、第1・3火 市民相談員1名体制 ②法律相談：毎週水、第1・3・4金、夕刻 第2金 弁護士1名体制 ※予約制 ③登記相談：毎月第1水 司法書士1名、土地家屋調査士1名体制 ④行政書士相談：毎月第1金 行政書士2名体制 ⑤行政相談：毎月第2金 行政相談委員1名体制 ⑥税務相談：毎月第1月 税理士1名体制	B	関係機関と連携を図りながら、相談者に対して、的確に助言等を行うことにより相談業務を実施することができた。しかしながら、相談者の生活環境は様々で、相談内容も多岐に渡ることから、今後も新しい知識を取り入れ、相談者に寄り添いながら、より一層相談窓口体制を強化する必要がある。	検討 見直し
65	市民協働部	くらし安心課	防犯対策事業	・防犯キャンペーン等啓発活動の実施 ・防犯グッズ、青色回転灯を装備した車の貸出 ・不審者情報の収受・提供 ・補助金の交付（越谷市防犯） ・街頭防犯カメラの設置等	B	令和元年度に全自治会及びPTAや老人クラブなどの関係団体を対象としたアンケート調査を実施し、各自主防犯団体の活動状況を把握した。地域の自主防犯活動団体に、青色回転灯を装備した車を貸し出し、地域と一体となった防犯啓発活動を実施している。また、地域の防犯活動を支援するため、パトロール備品の貸与の充実を図っている。さらに、市政世論調査において得られた、市民の防犯意識や自主防犯団体への参加の意思などの回答をもとに、市民ニーズに対応した活動などを、警察・防犯協会と強力しながら実施する。	検討 見直し
66	市民協働部	消費生活センター くらし安心課	消費者啓発事業	消費生活出張講座の開催。	B	県は、広域的な消費者問題を担当し、啓発活動も全県民を対象にし、県中央で開催している。市町村との役割分担はできており今後とも市単独の啓発活動の充実を図っていく。人件費削減については、消費生活センター運営委員会委員の主体性や自主性を促し、事業の協働化をさらに進め、人件費投入の抑制を図るとともに課の個々に占める事業割合の見直しを行う。消費者トラブルの発生回数を成果指標にすることについては、消費生活相談事業の相談件数の分析を行うことで対応することとする。	検討 見直し



事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
67	市民協働部	市民課	戸籍システム整備事業（戸籍管理事業を含む）	戸籍事務に関する研鑽を深め、戸籍電算システムにより適正で効率的な事務処理を行う。	B	戸籍電算システムの導入により戸籍作成時間の短縮が図れたが、戸籍は市民の身分関係に重大な影響を及ぼすものであり、適正かつ正確な事務処理を継続して行っていく必要がある。	検討見直し
68	市民協働部	市民課	国民年金事務事業	業務委託により、市民（被保険者）の加入記録の管理を行う。	B	電算化等による効率化など業務改善を行っているが、今後も制度改正等による事務の変更・追加に併せた見直しを行う必要があるため B とした。	検討見直し
69	市民協働部	市民課	斎場運営事業	斎場の建設及び 20 年間の運営維持管理に PFI 事業方式を採用し、財政支出の削減、資金調達の平準化、民間主導によるサービス向上を図る。また、PFI 事業者を指定管理者に指定し、施設の使用許可や火葬証明の権限行使も可能とした包括的な施設運営を行うことで、PFI 事業方式のより一層の効果を図る。	A	民間主導のサービス提供方式により、利用者の満足度が非常に高い状態で施設が運営維持管理されている。	現状維持
70	市民協働部	市民課	住基ネットワーク事業	マイナンバーカードを使った電子申請活用が市民の利便性の向上となるため、マイナンバーカードの交付率を上げる。	B	マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを平成 28 年 10 月より開始したため、利用率が向上するよう、市ホームページ、広報、越谷ツインシティヴィジョン放映、リーフレット等で PR していく。	検討見直し
71	市民協働部	市民課	証明発行事業	休日や業務時間外でも取得できるコンビニ交付サービスの利用促進及び、出張所、パスポートセンター、地区センターでの利用を促進する。	B	コンビニ交付を開始することにより、証明書の発行場所や発行時間が広がり、市民サービスの向上を図っているが、まだ、利用率が低いいため、積極的な PR を行っていく。	検討見直し
72	市民協働部	市民課	パスポートセンター運営事業	旅券は、海外における身分証明書として極めて重要な公文書であるため、その審査・検査を徹底して行う。	B	窓口業務については、各種取扱マニュアルの整備を実施し適正かつ効果的な事務を実施。	検討見直し
73	市民協働部	北部出張所	北部出張所運営事業	窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換と連携を十分に図り、併せて業務に係る研修等に積極的に参加させ職員の資質の向上に努める。	B	出張所は、市役所が提供するサービスの、市民にとっての利便性・至便性という観点で、大きな効果をあげている。マイナンバーカードの普及等に伴い、証明書の発行件数は減っているが、住民異動に係る事務が増加するとともに、電子証明の更新などの事務も増えており、職員体制的に余裕はない。	検討見直し
74	市民協働部	南部出張所	南部出張所運営事業	窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換及び連携を十分に図る。併せて業務に係る研修等には積極的に参加し、職員の資質向上に努める。	B	南部地域の身近な窓口として、各種の申請・証明発行等の業務を着実に遂行し実績を重ねてきたことについては評価に足ると考える。一方、転入に伴う各種手続きや外国人の受付が増加していることで、来所者の平均的な待ち時間が増大する傾向があり、このことが課題として挙げられる。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
75	福祉部	福祉総務課	更生保護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会を明るくする運動」の強調月間に合わせ、広報こしがや及び市ホームページに運動の趣旨や過去に行った駅頭活動及び啓発イベントの様子を掲載したほか、市庁舎に懸垂幕やポスターを掲示し、更生保護事業の普及啓発を行った。</li> <li>・越谷地区保護司会、越谷地区保護司会越谷支部、越谷地区更生保護女性会への助成を行い、更生保護活動を推進した。</li> </ul>	A	越谷地区保護司会、越谷地区更生保護女性会をはじめとした更生保護団体や青少年健全育成団体の取組みにより、越谷市の保護観察事件数は減少傾向にある。今後は、再犯防止の取組みをより推進するため、越谷市再犯防止推進計画の着実な執行を進めていく。	現状維持
76	福祉部	福祉総務課	社会福祉協議会助成事業	社会福祉協議会に対し、助成金を支出する。	B	社会福祉協議会は、社会福祉法第109条による地域福祉を推進する公益性の高い非営利・民間の福祉団体である。本市における地域福祉の推進を担う団体として、今後の支援のあり方や事業の効果等について、検討が必要である。	検討見直し
77	福祉部	福祉総務課	民生・児童委員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員協議会へ活動助成金の支出</li> <li>・民生委員・児童委員に対し活動報償金の支出</li> <li>・民生委員・児童委員協議会の活動補助</li> </ul>	B	定例会における勉強会の開催や研修会への参加を促進し、民生委員・児童委員としての資質の向上を図るとともに、見守りや相談援助活動が行えるように支援した。	検討見直し
78	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業	業務委託により「自立相談支援事業」「住居確保給付金事業」「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を実施する。	B	<p>自立相談支援事業については、令和元年度よりプラン作成件数は増加したが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢の変化により相談件数が激増したため、プラン作成が滞る事態にもなっている。</p> <p>また、子どもの学習・生活支援事業については、高校進学率は100%となっている。なお、高校生については、中退防止を主目的に事業を実施しているが、大学への進学を希望する方については、希望どおり進学できるように支援していく必要がある。</p>	検討見直し
79	福祉部	生活福祉課	生活保護事務事業	<p>嘱託医を委嘱し、医療扶助内容の審査を行う。</p> <p>生活保護医療費のレセプト点検を行う。</p> <p>越谷市被保護者就労支援事業として、業務委託により生活保護受給者に対し就労支援を行う。</p>	B	<p>医療事務の適正化については、レセプト点検を全件実施することで、令和2年度においては、236件、1,326,592円分の過誤調整を行うことができ、一定の成果が確認できる。</p> <p>一方、就労支援事業については、就労支援を実施した人数は増加しているが、新型コロナウイルス感染拡大による全国的な雇用情勢の悪化もあり、数年前と比較すると就職率は伸びていない。</p>	検討見直し
80	福祉部	生活福祉課	生活保護扶助事業	生活保護法に基づき、被保護者に対して、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭等の扶助を必要に応じて適用し、適切な保護を行う。	B	生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし、実施するものである。保護を実施するうえでは、妥当性、効率性、有効性では図れない部分がある。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
81	福祉部	生活福祉課	中国残留邦人生活支援給付金事業	生活保護制度の例に倣って、生活・住宅・医療・介護・葬祭等の支援給付を行う。	B	中国残留邦人生活支援給付金事業は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、「高齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者に対し支援給付を実施するものである。支援給付を実施するうえでは、妥当性、効率性、有効性では図れない部分がある。	検討見直し
82	福祉部	障害福祉課	福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業	福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券の一部を助成することにより、福祉タクシー利用料金又は自動車燃料費の一部を助成する。	B	自動車燃料費助成券については一定以上の利用を保っているが、福祉タクシー利用券については利用率が減少傾向にあることから、運用方法について見直しの必要があると考えられるため、Bとする。	検討見直し
83	福祉部	障害福祉課	審査会事業（介護給付費等の支給に関する審査会）	障がい者等の保健又は福祉に関する学識を有する者（医師や精神保健福祉士等）で構成する審査会により、認定調査員による一時判定結果と主治医等による医師意見書を基に二次判定を行い、障害支援区分を認定する。	B	審査会委員や認定調査員になった者については、それぞれ専門研修を受講するなど、障害支援区分認定が適正に行えるよう努め、適正な審査を行う環境を整えたが、審査の効率化及び正確性の向上を引き続き図っていく必要があるため、Bとした。	検討見直し
84	福祉部	障害福祉課	障がい者就労訓練施設管理運営委託事業	障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援B型）、生活相談、障がい者と地域住民との交流に関する事業等を実施する。	B	越谷市における障がい者施設の就労支援技術及び工賃収入の向上に関し引き続き取り組む必要がある。	検討見直し
85	福祉部	障害福祉課	障がい者就労支援事業	障がい者が就労するために、就労先の開拓、障がい者本人への業務内容に冠する助言や技術的援助、一緒に働く人の障がい者に対する理解など、職場に定着するための支援が必要であることから、障害者就労支援センターを設置し、障がい者の就労支援を実施する。なお、障害者就労支援センターについては、事業内容を鑑み、継続的な支援、専門的知識が必要となることから、業務委託を行い実施する。（R2.9.30 まで社会福祉法人越谷市社会福祉協議会、R2.10.1～ウェルビー株式会社に委託）	B	利用者同士がサポートを受ける機会を持ち、家族・関係機関・事業主等の協力を得て、就労を軸として社会参加の促進を図ることを目的としたピアサポートによる就労支援の取組みについて検討する必要がある。	検討見直し
86	福祉部	障害福祉課	障がい者相談支援事業	障害者等相談支援事業は市内の指定特定相談支援事業者のうちの4事業者へ委託し、障がい者又は障がい児及びその家族の相談に応じ、障害福祉サービス等の利用や関係機関の紹介等を実施するものである。	B	今後、地域生活支援拠点等を整備していく中で相談支援センターの役割を検討する必要がある。	検討見直し
87	福祉部	障害福祉課	グループホーム等支援事業	利用に応じ、グループホームには訓練等給付費を支給するとともに、該当するグループホームに補助金を交付する。また、生活ホームに補助金を交付する。	B	地域での生活を望む障がい者の方にグループホームを周知していく。	検討見直し
88	福祉部	障害福祉課	訓練等給付事業	訓練等給付を必要とする対象者に対し、市が支給決定を行い、就労継続支援事業所において、必要な訓練を行う。	B	増加傾向にある利用者に適切に支給決定を行い支援しているが、多様化するニーズや障がい者の状況に合わせた支援を今後も適切に行っていく必要があるため、Bとした。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
89	福祉部	障害福祉課	サービス利用計画給付事業	サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施に応じて、指定特定相談支援事業所に計画相談支援給付費を支給する。	B	市内の障がい者数に対して計画相談支援事業所の数が足りていない状況が見受けられるが、現状ではサービスの利用時に計画作成者がいない等の重篤な問題は起きていないため B とした。	検討見直し
90	福祉部	障害福祉課	移動入浴サービス事業	適切な事業運営が確保できると認められる事業者を登録し、事業の一部を委託することにより入浴サービスを提供する。	B	本事業は、家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して巡回型入浴サービスを提供することにより、障がい者の保健衛生や健康及び福祉の増進に貢献しているが、利用者に適正なサービス提供が継続できるように入浴サービス事業者の確保や新規参入を促していく必要がある。	検討見直し
91	福祉部	障害福祉課	療養・生活介護給付事業	医療機関や障害者支援施設等に介護給付費等を支給する。	B	利用者は増加傾向にあり、市内の生活介護事業所も増加している。また、障がい者のニーズに合わせ、他のサービスとの組み合わせ等によって、適切な支給決定がなされているが、より個々のニーズにあったサービスの提供について、検討していく必要があるため、B 評価とした。	検討見直し
92	福祉部	障害福祉課	障がい者自立支援医療給付事業	支給対象者に代わり、市が指定自立支援医療機関に直接医療費を支払うことにより医療費の支給を行う。	B	制度の周知や利用者が制度を把握出来るよう工夫する必要があるが、受給資格者への適正な給付費の支給が行えているため、B とした。	検討見直し
93	福祉部	障害福祉課	成年後見事業	高齢者や障がい者及びその保護者、家族に対して、制度の普及・啓発や相談への対応、手続き支援を行う他、市民後見人の養成を行う。	B	出前講座や講演会を行い、制度の更なる周知を図るとともに、訪問等による相談対応を行った。また、市民後見人を確保するため、市民後見人候補者養成研修を今までに3回開催し、令和3年度に4回目の開催を予定している。	検討見直し
94	福祉部	障害福祉課	成年後見制度利用支援事業	市長申し立て費用及び市長申し立てにより選任された成年後見人等への報酬費用の助成を行う。	B	市長申し立て利用件数については件数は減少しているが、成年後見制度活用の妥当性・公平性の確保が重要であると考えている。しかしながら、報酬助成も含め、今後も制度には改善の余地があるため、B とした。	検討見直し
95	福祉部	障害福祉課	施設入所支援事業	障害者支援施設に介護給付費を支給する。	B	現在入所している障がい者についてはモニタリング等に基づき適切な支援が実施できているが、施設数が少なく、入所待機者が継続しているため、B とした。	検討見直し
96	福祉部	障害福祉課	重度心身障がい者医療給付事業	越谷市が現物給付、または償還払いによって医療費の保険診療自己負担分を助成。	B	対象の拡大に関する要望等が近年寄せられているため、継続的に対象者について検討を要するところではあるが、現在の受給資格者への支給については、適正に支払い事務を行っているため B とした。	検討見直し
97	福祉部	障害福祉課	障がい者ガイドヘルパー派遣委託事業	社会福祉協議会へ業務委託を行い、利用者へガイドヘルパーの派遣を行う。	B	移動支援事業等の同様のサービスと組み合わせることで、障がい者のニーズにあった利用を支援することができたが、同時に同様のサービスとのすみわけも明確化し、適切な利用について周知していく必要があるため、B とした。	検討見直し
98	福祉部	障害福祉課	障がい者福祉センター管理運営委託事業	通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供。また、手話講習会を開催して障がい者福祉ボランティアを育成する。障害者福祉センター「こぼと館」の指定管理者として社会福祉法人越谷市社会福祉協議会を指定する。	B	創作的活動、機能訓練などの各種サービスの提供や、手話等の講習会を開催して障がい者福祉ボランティアを育成するなど、適切に事業を実施しているが、当事者のニーズに合わせ、事業を検討していく必要があるため、B とした。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
99	福祉部	障害福祉課	地域活動支援センター事業費等補助事業	障がい者等の生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図る事業や創作的活動などの基礎的 事業、就労に関する事業など、障がい者等に対し て機能強化事業を行う団体に対して補助金を交付 する。	A	市内施設の運営は適切に実施され、利用に対 する補助金等の支払いは適正に行っている。	現状 維持
100	福祉部	障害福祉課	日常生活用具 給付事業	申請に基づき、障がい状況・生活状況から必要 性を市が判断し、業者への委託により本人に給付 を行う。	B	日常生活の便宜を図るため、生活状況や身体 の状況に合わせた日常生活用具を適正に給付し ているが、給付用具の追加等について、一部課 題があるためBとした。	検討 見直し
101	福祉部	障害福祉課	障がい者移動 支援事業	事業の全部又は一部を事業者に委託し、障がい 者等の移動を支援する。	B	他のサービスと組み合わせることで、利用者 の外出に係るニーズに適切な支援を提供できて いるが、ガイドラインに明記されていない運用 に関する検討や事業の周知に関して、一部課題 があることから、Bとした。	検討 見直し
102	福祉部	障害福祉課	障がい者介護 人派遣事業	生活圏拡大のため外出援助等の介護人を派遣す る。	B	他の外出を支援するサービスとの利用条件を 整理し、重度の障がいのある方の外出を援助し、 社会参加を図るために事業を継続して実施でき ているが、登録者数の変動がなく、利用者が固 定化されていることや、派遣対象者の介護人を 確保するなどの課題があるため、Bとした。	検討 見直し
103	福祉部	障害福祉課	療養・生活介 護給付事業 (療養介護医 療給付事業 分)	支給対象者に代わり、市が療養介護利用を提供 した指定障害福祉サービス事業者等にその費用を 支払うことで、支給を行う。	A	療養介護を利用する必要がある障がい者に適 切に支給決定を行い、支給対象者に代わり、市 が療養介護利用を提供した指定障害福祉サー ビス事業者等にその費用を支払うことで、支給を 行うことができたためAとした。	現状 維持
104	福祉部	障害福祉課	障がい者短期 入所事業	市審査会に諮り、障害支援区分を認定し、支給 決定を行う。 障がい者支援施設等に介護給付費を支給する。	B	利用人数および日数の減少の理由について は、新型コロナウイルス感染症対策のため、利 用者が利用の自粛をしたことや、施設が受け入 れの縮小を行ったため等が挙げられる。しかし ながら、介護者の負担軽減や緊急時の利用など、 依然として需要は高く、今後も多様化が見込ま れるニーズに対応していく必要があるため、B とした。	検討 見直し
105	福祉部	障害福祉課	障がい児（者） 生活サポート 事業費補助事 業（デイサー ビス事業）	在宅の心身障がい者の地域生活を支援するた め、一時預かり、派遣による介護サービス、外出 援助等を実施する登録サービス提供団体に補助金 を交付する。	B	新型コロナウイルスの影響もあり、実利用人 数は減少したが、延利用件数及び利用時間数は 増加していることからBとした。	検討 見直し
106	福祉部	障害福祉課	コミュニケー ション支援事 業	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に手話通訳 者・要約筆記者派遣及び育成等に係る業務を委託 する。	B	手話言語条例の制定や電話リレーサービスの 全国的な普及に伴い、聴覚障がい者等の手話通 訳者等の派遣に対する需要が高まっているた め、今後も継続して事業を実施し、ニーズに合 致した事業の提供に努める必要があるため、B とした。	検討 見直し
107	福祉部	障害福祉課	身体障がい者 補装具事業	補装具費の支給決定を受けた身体障害者は、補 装具業者に補装具費支給権を提示し、契約を結ん だうえで、ほ装具の購入又は修理を行う。	B	障がい者が日常生活の質を向上させることが できるよう、その制度を広く周知し、適切に購 入・修理に係る費用を支給したが、今後も他法 他施策（介護保険、労災保険等）との適切な調 整等を適宜行う必要があるため、Bとした。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
108	福祉部	障害福祉課	ホームヘルプサービス事業	あらかじめ本市からの支給決定を受け、利用者がサービス提供事業者と利用契約を結び、ヘルパーの派遣を受ける。	B	サービスを必要とする利用者が増加傾向にある中、適切に支給をすることができている。ただし、今後も引き続き利用者が適切なサービスを利用できるよう、障害支援区分認定調査、指定特定相談支援事業所によるサービス利用計画及びモニタリングを踏まえ、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行っていく必要があるためBとした。	検討見直し
109	福祉部	障害福祉課	障がい者手当給付事業	障がいの程度や状態に応じて、重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給する。	B	重度心身障害者手当においては、埼玉県補助金対象外となる受給者も市独自の事業として給付対象とすることでサービスの維持に努めている。一方で、資格者の増加に伴い職員の事務負担が増加傾向にあることから、業務の効率化及び適切な支給を検討していく必要があるため、Bとした。	検討見直し
110	福祉部	障害福祉課	就労定着支援給付事業	企業・自宅等への訪問や障がいの来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。	B	平成30年度の本事業開始以降、実利用人数が増加していることから、就労を継続している人が増加しているものと推定される。また、職場環境に慣れるまでの間、職場以外の支援者と繋がり相談の機会を持つことで、無理なく職場環境に慣れていくことが可能になり、その結果就労継続に結びついている。今後も一般就労した人が長期的な就労に結び付くよう、本事業の周知及び、利用促進に努めていく必要があるためBとした。	検討見直し
111	福祉部	障害福祉課	障がい者社会福祉施設整備費補助事業	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	B	事業を実施することで、障がいの日中活動や住まいの場の確保、環境改善につながっており、量的・質的に福祉の向上が図られているが、補助額に対して最大限の成果が得られるよう、事業内容については、検討すべき点もある。	検討見直し
112	福祉部	障害福祉課	重症心身障がい者短期入所等補助金	医療型短期入所又は日中一時支援を実施する事業者による重症心身障害児（者）の受け入れを促進し、もって重症心身障害児（者）を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、当該施設等に対し、補助金を交付する。	B	事業者や利用者への制度の周知が今後も必要となるため、Bとした。	検討見直し
113	地域共生部	地域共生推進課	助け合いの仕組みづくり事業	空き店舗などを活用した高齢者の居場所の設置などの事業を越谷市社会福祉協議会に委託し、実施する。	B	来館者数は、年々増加していたものの、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、来館者が減って市まったことからBとした。	検討見直し
114	地域共生部	地域共生推進課	生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援等サービスの開発や地域の関係団体とのネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターを配置する。また、生活支援コーディネーターと地域の関係団体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場である協議体を設置する。さらに、多様な主体による担い手を創出するための養成研修を行う。	B	地域住民等による支え合い活動の体制整備が目的である事業だが、地区の意識の違いにより進捗状況に差があることを踏まえBとした。	検討見直し
115	地域共生部	地域共生推進課、地域包括ケア課	介護予防・生活支援サービス事業	住民主体による支え合い活動と通いの場を支援するため、運営に係る事務経費を補助する。また、生活行為の改善を図るため、保健・医療の専門職が介護予防プログラムを短期集中的に実施する。	B	住民主体型サービス（サービスB）の団体数と利用者数をさらに増やしていく必要がある。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
116	地域共生部	地域共生推進課	老人福祉センター改修事業	老朽化に伴う施設整備の改修、予算措置・工事請負費にて対応。	B	施設の老朽化に伴う修繕や改修について、今後も計画的に行うことが必要である。	検討見直し
117	地域共生部	地域共生推進課	老人福祉センター運営事業	けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘の管理運営業務について、利用者サービスの向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会及び民間スポーツ会社との共同事業体による指定管理とする。	B	平成27年度に市内老人福祉センター4館目のひのき荘が開設し、利用者数は増加傾向にあったものの、ひのき荘以外の1館あたりの利用者数は減少しているため、各館において新たな事業展開やニーズの把握が必要である。	検討見直し
118	地域共生部	地域共生推進課	生きがい対策推進事業	敬老祝金の支給や敬老記念品の贈呈、いきいき農園貸出事業のほか、老人クラブの育成により、生きがい対策事業を実施。なお、敬老会及びシルバーカレッジについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止。	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため敬老会及びシルバーカレッジの開催を中止したため、活動指標である利用人数等が昨年度と比較すると減少した。	検討見直し
119	地域共生部	地域共生推進課	地域福祉計画推進事業	・令和3年度から計画期間を迎える「第3次越谷市地域福祉計画」を策定した。 ・策定にあたって、市民・団体アンケートや福祉に携わる関係機関との団体ヒアリングを通じて、市民の福祉に対するニーズを探るとともに、計画案について社会福祉審議会で協議を行い、市民との協働により計画を策定した。	B	R2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市民に対する出張講座の実施等を通じた啓発活動が実施できなかったことからBとした。	検討見直し
120	地域共生部	地域共生推進課	軽費老人ホーム運営支援事業	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用（費用実支出額（年額）と費用助成基準額（年額）のいずれか少ない方）から、入所者からの徴収額を差し引いた額を助成する。	B	令和元年10月の消費税額の改定に伴い、「越谷市軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の一部改正を令和2年4月に実施した。予算の範囲内での補助金交付としているが、補正予算等で対応し、令和元年度まで市内にある軽費老人ホーム2か所について申請額の満額を交付している。	検討見直し
121	地域共生部	地域包括ケア課	成年後見制度利用支援事業	・市長が法定後見の審判の開始を請求する場合の手続きを行う。 ・上記により法定後見を受ける者に対し、報酬への助成を行う。	B	成年後見制度が必要な高齢者に適切に対応した結果、市長申立ての相談件数も増加している。	検討見直し
122	地域共生部	地域包括ケア課	一般介護予防事業	高齢者が介護予防活動に取り組めるよう、運動事業所等に業務委託し介護予防教室等を実施する。 また、地域において介護予防体操等を行う「通いの場」の立ち上げ及びその活動を支援する。	B	住民主体の通いの場の数や一般介護予防事業参加者数が目標値に達しておらず、事業内容や周知方法の検討が必要である。	検討見直し
123	地域共生部	地域共生推進課、地域包括ケア課	家族介護支援事業	一人暮らし高齢者の急病等に迅速に対応する緊急通報システムの設置や、在宅で介護度の重い高齢者を介護している家族への手当の支給。	B	緊急通報システム事業については、高齢化に伴い、相談件数も増え、申請件数の増加に繋がった。必要としている市民に対して事業の促進を図れるよう広報等を活用し、周知活動について検討を行った。 在宅介護者福祉手当支給事業については、適正な支給を図るために、事務取扱基準などを設定している。これにより「常時介護」の基準が明確になったため、引き続き対象者の正確な把握に取り組んだ。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
124	地域共生部	地域包括ケア課	地域ケア会議推進事業	各地区の地域包括支援センターへ業務委託を行い、会議等を行うことにより、個別の課題から地域の課題までを抽出する。	B	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により令和2年4月から8月と令和3年1月から3月まで会議開催を休止していたため、目標値までの会議開催ができなかった。コロナ禍であっても、感染症対策を実施して、会議を開催し、そこから見えてくる地域課題の抽出をした。令和元年度に開催した各地区における会議から市レベルの課題について分析し、今後の対応等の検討を行った。	検討見直し
125	地域共生部	地域包括ケア課	包括的支援事業	地域包括支援センター（委託）において、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行う。	B	改革改善： ①地域包括支援センターの適正な運営 ②地域包括支援センターの地区センターへの移設 地域包括支援センターの運営委託については、実地点検を通して、透明性のある適正な運営を図っていく。 また、地域包括支援センターを地区センターへ順次移設することにより認知度の向上を図っていく。	検討見直し
126	地域共生部	地域包括ケア課	老人ホーム措置事業	心身の状態、環境状況等を総合的に勘案の上、養護老人ホーム等に入所措置する。	B	環境上の理由及び経済的理由により、困窮する高齢者の生活の受け皿として、適切な対応を行った。	検討見直し
127	地域共生部	地域包括ケア課	介護予防ケアマネジメント事業	各地区の地域包括支援センターへ業務委託を行い、介護予防ケアマネジメントを実施する。また、要支援者が受けた介護予防ケアマネジメントについて、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して地域包括支援センターへ支払う。	B	令和2年度は、令和元年に比べ、支払件数及び利用者数が新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に減少した。今後については、高齢人口の増加に伴い、利用者等の増加が想定される。	検討見直し
128	地域共生部	介護保険課	介護認定審査会事業	申請に基づき、作成された資料を介護認定審査会に諮り、審査委員の合議により要介護度を判定する。	B	これまで申請の集中時期には審査会を追加開催し、令和3年度から合議体を16合議体に拡大したが、今後も申請が集中する可能性があるため、効率よく審査会を運営していく必要がある。	検討見直し
129	地域共生部	介護保険課	住宅改修支援事務等事業	住宅改修事業が適正に行われるよう、住宅改修事業者等を対象に研修会を開催する。 介護報酬の対象とならない住宅改修理由書を作成した居宅介護支援事業者に対し、手数料を支払う。 グループホームにおいて家賃入居費用の捻出が困難な生活保護受給者に対して、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象に助成を行う。	A	住宅改修支援及びグループホーム利用の助成により、介護保険制度の質的向上に結びついている。	現状維持
130	地域共生部	介護保険課	介護支援事業（地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金）	地域密着型サービス等を整備しようとする社会福祉法人等に対し、整備を促進する。	A	第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げた施設整備目標を達成できた。	現状維持
131	地域共生部	介護保険課	特別養護老人ホーム等施設整備促進事業	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人等に対し、補助金を交付し、整備を促進する。	A	第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げた施設整備目標を達成できた。	現状維持
132	地域共生部	介護保険課	審査委託事業	埼玉県国民健康保険団体連合会へ審査を委託する。	A	介護給付事務の効率化、迅速化が図られている。	現状維持
133	地域共生部	介護保険課	電算処理事務事業（介護保険管理システム電算委託）	認定申請に係る要介護認定事務や介護給付管理等の電算管理を委託する。	A	電算委託により介護保険事業を効率的に遂行できる。	現状維持



事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
134	地域共生部	介護保険課	介護保険利用者負担軽減対策事業	対象者からの申請に基づき、居宅サービス等を利用した場合の自己負担1割（10％）のうち5％（介護保険料第1段階、第2号被保険者）または3％（介護保険料第2段階、第3段階）を助成する。	B	令和2年度において制度改正を行ったところではあるが、令和元年度外部評価の評価結果も踏まえ、引き続き制度内容等についてを検討していく必要がある。	検討見直し
135	地域共生部	介護保険課	介護（予防）サービス事業、介護予防・生活支援サービス事業	要介護者等が受けた介護サービス等について、利用者負担額（1割2割又は3割）を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて介護サービス提供事業者等へ支払う。	A	介護保険制度に基づき適切に事業を実施している。	現状維持
136	地域共生部	介護保険課	認定調査事業	市の調査員によるほか、事務受託法人、指定居宅介護支援事業所、介護保険施等に委託し認定調査を実施する。	B	市の調査員による調査が効率よく行えるよう、改善点や問題点を整理していく必要がある。	検討見直し
137	子ども家庭部	子ども施策推進課	病児保育事業	病中及び病気回復期にあり、保護者等の都合で、家庭での保育が一時的に困難な乳幼児・児童を保育する。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少したものの、子育て家庭に対する仕事と子育ての両立を支援する事業として機能を果たせた。	検討見直し
138	子ども家庭部	子ども施策推進課	子育て支援事業	それぞれの運営を越谷市社会福祉協議会、NPO法人等に委託し実施する。	B	子育てサロンの拡充を図るとともに、各機関との連携を強める。また、引き続き既存施設の活用に努め、契約方法についても、受託可能事業者が複数見込まれる状況になった場合には変更をし、経費の節減に努めていく。	検討見直し
139	子ども家庭部	子ども施策推進課	保育ステーション事業	利便性の高い駅前に保育ステーションを設置し、運営を社会福祉法人に委託し、送迎保育や一時預かり・育児相談等を実施。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時預かり事業、送迎保育事業ともに利用実績が減少したため、単位当たりコストも目標値と比較して高くなってしまった。しかし、感染対策の方法等について委託業者へ情報提供を行い、事業を継続することで利用者のニーズに対応することができた。	検討見直し
140	子ども家庭部	子ども福祉課	児童援護事業	児童福祉法に基づく入院助産制度の活用を図る。条例に基づき児童が心臓手術等を受ける際に要する費用の一部を助成する。 医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置し、在宅支援を行い、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。	B	経済的に困窮している妊産婦への助産に対し助成を行うことで経済的な支援を行うことができた。心臓手術費助成については、令和2年度においては相談はあったものの申請はなかった。	検討見直し
141	子ども家庭部	子ども福祉課	重症心身障害児施設運営補助事業	中川の郷療育センターの運営に対し助成することにより、重症心身障がい児（者）の療育を支援する。「中川の郷療育センター」の運営・建設費の借り入れ返済に対し助成。 5市1町（越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町）が共同して設置し、広域的に運営している。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少したものの、入所者である重度心身障がい児（もの）の量育支援の充実を図ることができた。	検討見直し
142	子ども家庭部	子ども福祉課	児童手当給付事業	児童を養育している父母・養育者等に手当を支給する。	B	常に効率化できる部分はないか模索し改善に取り組んでいるが、今後も継続して取り組む必要がある。	検討見直し
143	子ども家庭部	子ども福祉課	障がい児支援事業	障がいの程度、状況などに応じて障害福祉サービスの活用を図る。 サービス団体において、一時預かり等の援助が受けられるよう必要な手続きを行う。	A	在宅の障がい児の地域生活を支援することにより、介護者宅への負担軽減を図ることができた。	現状維持

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
144	子ども家庭部	子ども福祉課	障がい児補装具等給付事業	身体に障がいのある児童に対し、補装具費の支給および日常生活用具を給付する。	A	障がい状態によって必要な補装具等の支給を行い、障害のある部分の身体機能を補うことにより、障がい児の日常生活を容易にした。また、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	現状維持
145	子ども家庭部	子ども福祉課	母子家庭等生活支援事業（母子家庭自立支援給付事業）	母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付費等の支給。	B	母子家庭等の自立のために、総合的に支援するため、更に情報の提供を図っていく。	検討見直し
146	子ども家庭部	子ども福祉課	母子家庭相談事業	母子父子自立支援員（2名の交代勤務）による母子家庭等に対する相談及び支援を行う。 平成27年度より、母子父子寡婦福祉資金貸付金業務が埼玉県より移管されたため、母子父子自立支援員を2名増員し、4名体制とした。	B	母子・父子自立支援員により相談を受け、自立に向けての各種の相談に応じている。また、研修等も受ける中で、相談員の資質向上にも努めている。	検討見直し
147	子ども家庭部	子ども福祉課	こども医療費給付事業	児童の医療費の自己負担分を支給する。	B	平成22年10月以降、対象者を中学校終了まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。今後、県や国の動向を見ながら運営していく。	検討見直し
148	子ども家庭部	子ども福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業（母子父子寡婦福祉資金貸付債権譲渡事業）	母子家庭等の母、子等に必要な資金（修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金、就学支度資金等）の貸付を行った後、償還を行う。 中核市移行に伴い、県が借受人に対して持っていた債権を市が返還金として支払う。	A	平成29年度から令和3年度までの5か年で県が借受人に対して持っていた債権を市が返還金として支払う。	現状維持
149	子ども家庭部	子ども福祉課	児童扶養手当給付事業	児童を養育している父母・養育者等に手当を支給する。	B	母子父子自立支援員を配置し、経済基盤の安定や自立に向けた支援、情報提供など関係機関と連携しながら支援を行っている。	検討見直し
150	子ども家庭部	子ども福祉課	ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を支給する。	B	制度の濫用を避けるため、医療機関で発行された領収書の原本の提出を求め、適正な審査を経て支給している。 一方、医療費の請求や登録事項変更時には、登録者による手続きが随時必要であり、利便性について課題がある。	検討見直し
151	子ども家庭部	子ども福祉課 児童発達支援センター	障がい児施設運営事業	年齢や個々の発達段階に応じた日常生活に必要な動作訓練や基本的な生活能力の向上、さらに児童、保護者に対して発達相談を行なうことで、児童の健全な発達の促進や子育てに関する不安の軽減を図る。	B	児童発達支援事業「ぐんぐん」での日々の療育のほか、「のびのび」でも専門職との連携をとりながら充実した支援体制を取ることができた。また、コロナ禍においても欠席する児童に電話での療育等の代替的支援を行なうことができた。	検討見直し
152	子ども家庭部	子ども福祉課 児童発達支援センター	障がい児施設管理事業	施設や設備の保守点検や清掃、不具合箇所の修繕と実施するとともに計画的に設備等の充実を図る。	B	施設の維持管理について、効率的運用を行なった。突発的な修繕に対応するため経費の圧縮に努めた。	検討見直し
153	子ども家庭部	保育入所課	子育て充実事業	補助事業を実施した施設・事業に対し、補助金を交付する。	B	私立保育園における人員配置や処遇改善等については、法人の運営にかかわる事項であるが、低年齢児の待機児童解消策には、私立保育園等との連携が欠かせないことから、入所希望児童を受け入れるための職員雇用の人件費等、法人運営経費の一部を助成し支援に努めている。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
154	子ども家庭部	保育入所課	子ども・子育て支援給付事業	・確認を受けた施設・事業所に対し、各年齢毎の入所人数に応じた給付費を支弁する。 ・施設等利用給付認定を持つ保護者が確認を受けた施設等を利用した場合、上限額の範囲において給付費を支弁する。	B	保育需要が高まる中、待機児童数は着実に減少しているが解消するに至っていない。子育て世代の市民への影響がある。	検討見直し
155	子ども家庭部	保育入所課	保育所運営事業	保育所運営の充実に向け、それに要する直接、間接経費について支弁するとともに、適正な就労形態の維持と資質向上研修などを実施する。	B	待機児童解消の対策や多様な保育ニーズへの対応における公立保育所の役割として、建替えに伴い保育ニーズの高い乳児の受入枠の拡大を図ってきた。また、人的投資を伴う特別支援保育や延長保育の充実を図っている。	検討見直し
156	子ども家庭部	保育施設課	大相模保育所整備事業	令和3年4月の開所に向け、大相模保育所の建替えを行う。	B	大相模保育所の建替えが完了し、令和3年4月に開所した。	終了（R3年度）
157	子ども家庭部	保育施設課	地域子育て支援事業	保育所内の地域子育て支援センターにおいて、一時預かりや子育てについての悩みや不安などの相談に経験豊富な有資格者が対応するほか、子育て講座を開催する。	B	地域子育て支援センターで実施している一時預かり・子育て相談や各種子育て講座について、利用者の目線から事業の内容を見直し、更なるサービス向上に努めていく。	検討見直し
158	子ども家庭部	保育施設課	保育所改修事業	経年による劣化が著しい空調機を対象に、機器を撤去・新設し、機能の向上を図るとともに保育環境の改善を図った。 また、新型コロナウイルス感染症対策として、接触を避けるために調理室の手洗い場を自動手洗消毒器に改修した。	B	既存施設の計画的な改修を行い、保育所の施設維持管理や保全を図った。 また、緊急修繕として自動手洗消毒器を設置し、新型コロナウイルス感染症への対策を図った。	検討見直し
159	子ども家庭部	保育施設課	保育所管理事業	警備、清掃、防火施設、害虫駆除などの業務を委託する。 年次計画的修繕、緊急修繕を実施し、快適な保育環境の充実を図る。	B	保育所の安全確保と保育環境の向上を図るため、効果的な施設管理を務めた。また、経年劣化が見受けられる公立保育所においては、計画的な修繕を行っていくとともに、その年次に発生する緊急修繕を実施し、施設の保全に努めた。	検討見直し
160	子ども家庭部	青少年課	学童保育室運営事業	会計年度任用職員（業務職員及び期間職員）により対応する。また、一部について民間事業者に運営を委託する。	B	社会状況の変化等により学童保育室の需要は高いため、子育てと就労支援のために必要不可欠な事業である。事業コストは増加しているため、より効果的な運用に努める。	検討見直し
161	子ども家庭部	青少年課	学童保育室改修費	経年劣化等による既存施設の老朽化等を適宜確認し、必要に応じて専門業者に依頼するなどして施設の改修を行う。	B	施設の老朽化等の状況を把握し、計画的に施設の改修を行っている。施設数の増加に伴い、より効率的で効果的な施設改修が求められており、学校施設の活用や共用など、学童保育室の建設事業と併せたコストの削減の検討が必要となる。	検討見直し
162	子ども家庭部	青少年課	学童保育室施設管理事業	定期的に施設の点検を行い、専門的な知識が必要となる点検については、専門業者に委託し、適正な維持管理を行う。	B	施設の老朽化に対し、現状の調査を行い、より安全で効果的な維持管理に努めている。また、快適性を維持しながらもコストの削減に配慮した計画に努める。	検討見直し
163	子ども家庭部	青少年課	教室運営事業	学校や地区センター等の公共施設を利用し、市民との協働事業として、地域の方々の協力により事業の実施を図る。	B	現在、学校や PTA、地域の NPO や住民の協力を得ながら、19 箇所で開催をしている。今後も、全ての児童がどの学区でも教室に参加できる環境とするため、教室の新規開設を含め、地域のニーズに合わせた事業の充実を図る必要がある。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
164	子ども家庭部	青少年課	青少年健全育成推進事業	青少年健全育成を目的とした市民団体と連携して、青少年健全育成研修会等を開催する。	B	社会情勢や時代に合わせた事業の見直しが必要である。	検討見直し
165	子ども家庭部	青少年課	民間学童保育室事業	越谷市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、民間学童保育室の事業者に対し、運営費の一部を補助する。	A	民間学童保育室に対する補助事業は、国・県より交付される運営費の補助金を活用して実施している。増加する保育ニーズに対し、公設学童保育室の補完的な役割として民間学童保育室への支援は有効であり、費用対効果の観点からも、直営で事業を行う場合よりもコストの削減が図られている。	現状維持
166	子ども家庭部	青少年課 児童館コスモス	児童館コスモス運営事業	子育て支援事業、児童健全育成事業、科学教育事業等を実施し、児童館利用者及び事業参加者の拡大と定着を図る。	B	事業参加者等へのアンケートを実施し、事業の目的や手法、参加者の反応や効果をもとに、次年度にどのように継続していくか、または、目標達成している事業を見極めるなど、事業当の見直し・改善等に取り組んでいる。さらに、入館者数の増加を図るため、児童館ヒマワリと情報交換、相互協力、連携を図り、イベント事業等のPR等広報活動に努めている。	検討見直し
167	子ども家庭部	児童館コスモス 青少年課	児童館コスモス施設管理費	施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	B	建設から34年が経過し、施設設備が老朽化し、機器等の入れ替え、大規模修繕の時期を迎えている中、児童の健全育成、子育て支援の拠点施設として、安心・安全で快適な環境を継続して利用者に提供するために、今後も費用対効果を前提とした修繕を実施していく必要がある。	検討見直し
168	子ども家庭部	青少年課 児童館ヒマワリ	児童館ヒマワリ運営事業	児童健全育成事業、科学教育事業、子育て支援事業等を実施し、児童館利用者及び事業参加者の拡大と定着を図る。	B	児童館利用者へのアンケートを実施し、再度、事業の目的や手法、参加者の反応や効果をもとに、次年度にどのように継続していくか、または、目標達成している事業を見極めるなど、事業当の見直し・改善等に取り組んでいる。さらに、入館者数の増加を図るため、児童館コスモスと情報交換、相互協力、連携を図り、イベント事業等のPR等広報活動に努めている。	検討見直し
169	子ども家庭部	児童館ヒマワリ 青少年課	児童館ヒマワリ施設管理事業	施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	B	平成7年の開館から26年が経過し、施設設備が耐用年数を超え、機器の入れ替え、大規模修繕の時期を迎えている中、児童の健全育成、子育て支援の拠点施設として、安全・安心で快適な環境を継続して利用者に提供するために、今後も費用対効果を前提とした修繕を実施していく必要がある。	検討見直し
170	保健医療部	地域医療課	救急医療対策事業	休日、年末年始における休日当番医制事業、近隣6市1町による病院群輪番制および小児救急医療支援事業を実施する。	B	休日当番医・休日当番歯科医制事業については、祝日及び年末年始における初期救急医療体制の確保を図るため継続していく。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、当番医療機関を追加し、当該医療機関において発熱患者の診療と検査をできる体制を整備する必要がある。	検討見直し
171	保健医療部	地域医療課	急患診療所施設管理事業	夜間急患診療所の適切な維持管理を実施する。	B	開設後6年が経過し、中規模修繕等が必要な状況ではないが、水回りの設備の不具合等により小規模な修繕が必要になっている。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
172	保健医療部	地域医療課	保健所・保健センター施設管理事業	業務委託により、施設の維持管理を行う。	B	保健所については開設後6年が経過し、中規模修繕等が必要な状況ではないが、設備に使用されているバッテリー類の寿命による更新や、空調設備の不具合等により小規模な修繕が繰り返し必要になってきている。	検討 見直し
173	保健医療部	地域医療課	感染症対策事業	必要な防護具等を計画的に備蓄する。	B	新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、必要な防護具を確保することができた。 「越谷市地域外来・検査センター」において、検体を採取する医師や看護師が感染防護具を使用し、不足することなく、感染リスクを低減しながら従事することができた。今後においては、現在の対応を踏まえ、備蓄数量について見直しを行う。	検討 見直し
174	保健医療部	地域医療課	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護の連携拠点の設置を通じて、医療・介護関係者への情報共有や相談支援、多職種協働研修会を実施したほか、講演会を開催して市民への普及啓発を行うなど、医療と介護のネットワークの構築を図った。また、医療・介護関係者、学識経験者で構成される地域包括ケア推進協議会を開いた。	B	事業の委託先である越谷市医師会に設置された「越谷市医療と介護の連携窓口」では、専門職への相談支援のほか、多職種協働研修会、市民講演会、医療・介護関係者の集まる会議の開催、毎月発行する関係者向け広報の作成など多岐にわたる業務を行っているが、その効率性・有効性については点検しながら進めていく必要がある。	検討 見直し
175	保健医療部	地域医療課	地域医療推進事業	看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内医療機関に従事しようとする方に対して修学資金を貸与する。 骨髄等を提供した方に対して、骨髄移植ドナー助成金を交付する。 新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に関わる市内医療関係団体に対し、医療機関が感染防止対策などの新型コロナウイルス感染症に対応するための支援金を支給する。	B	看護師等修学資金貸与制度については、貸与修了者が養成施設を卒業後、その多くは市内医療機関に看護師として勤務し、地域医療の一役を担っている。本事業については、事業開始後10年が経過していることから、事業内容の見直しについて検討する必要がある。	検討 見直し
176	保健医療部	地域医療課	急患診療所診療業務事業	夜間急患診療所において診療業務を行う。	B	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受診控え等から受診者数が減少しているが、365日切れ間なく夜間における初期救急医療体制を確保することができた。今後の受診者数の推移によっては、医師会と協議し診療体制について、適切な事業規模であるか検討する。	検討 見直し
177	保健医療部	健康づくり推進課	健康づくり推進事業	講座や講習会を開催する。内容により、住民ボランティア組織（食生活改善推進員協議会等）へ委託する。健康づくりを推進するためのボランティアを養成・育成する。	B	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、事業の中止、延期がにより、計画した事業の多くが実施できなかった。対面での実施が困難となり、動画配信や電話相談を活用しながら事業を進めた。	検討 見直し
178	保健医療部	健康づくり推進課	健康診査等事業	個別通知、または広報等の周知方法により、健康診査・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診を実施し、必要に応じて栄養・運動等について保健指導を行い、健康に関する知識の普及啓発を行う。	B	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の変更を余儀なくされた。市民の受診機会を確保するため、予約制の導入、マスクの着用、換気、消毒等感染症予防策を講じ実施したが、受診率の向上には、至らなかった。	検討 見直し
179	保健医療部	健康づくり推進課	がん検診等事業	検診（施設・集団）業務を越谷市医師会へ委託して実施するとともに、市民に対し広報等により周知する。	B	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の中止や変更を余儀なくされた。市民の受診機会を確保するため、マスクの着用、換気、消毒等感染症予防策を講じ、期間を延長して実施したが、受診率の向上には、至らなかった。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
180	保健医療部	健康づくり推進課	医療等支援事業	医療費に対する一部助成を行う。	A	身体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を市が負担している。	現状維持
181	保健医療部	健康づくり推進課	歯科健康診査等事業	歯周病検診は個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診・相談及び口腔がん検診を実施する。越谷市歯科医師会への業務委託により行う。また、歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催する。広報等により啓発する。	B	歯科健康診査、相談、歯周病検診、口腔がん検診といずれも受診・受検・相談数は減少が見られていた。いずれもコロナウイルス感染拡大対策の緊急事態宣言の発出により、検診期間の短縮や健診開催の中止などの影響が大きい。コロナ禍での検診・健診事業の周知と健診検診者数の向上に努める。	検討見直し
182	保健医療部	健康づくり推進課	乳幼児等健診事業	妊婦健診・妊産婦歯科健診・乳児健診・幼児個別健診を医療機関で実施する。幼児健診を集団健診で実施する。妊婦健診を助成券にて実施する。不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業（妊婦 PCR 検査）を実施する。 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業を実施する。	B	健診の受診率向上に向けて、未受診者勧奨通知を発送した。 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業（妊婦 PCR 検査）を実施した。	検討見直し
183	保健医療部	健康づくり推進課	母子健康づくり事業	子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時に妊婦等と全数面接を行い、母子保健事業について周知し、各種相談・教室・家庭訪問等を実施する。	B	平成 30 年度から子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を実施している。	検討見直し
184	保健医療部	健康づくり推進課	予防接種等事業	対象者には通知を郵送し、高齢者には広報等で周知し、予防接種を受けることを勧奨する。 令和 2 年度においては 6 か月から 64 歳以下を対象にインフルエンザ予防接種臨時助成事業を実施。	B	乳幼児・学童の接種該当者に対する接種率は 90%後半の高い数値が維持できている。高齢者インフルエンザ予防接種においては接種者数が毎年度伸びている。	検討見直し
185	保健医療部	国保年金課	健康診査事業（後期高齢者医療）	後期高齢者医療広域連合から委託を受け、被保険者の健康の保持・増進を図るため、健康診査を実施する。	A	本事業は、法令等に基づき実施する事業であり、適切に実施している。	現状維持
186	保健医療部	国保年金課	レセプト点検事務事業	医療事務経験のある会計年度任用職員を雇用し、レセプト点検を実施。	A	国民健康保険事業を円滑に運営していくために、職員及び会計年度任用職員によるレセプト点検は、医療費適正化を進める上で重要かつ不可欠な事業あり、今後も適切に運用していく。	現状維持
187	保健医療部	国保年金課	後期高齢者医療費負担事業	埼玉県後期高齢者医療事業を実施する広域連合の運営費に係る負担金分及び後期高齢者医療療養給付費に係る負担金分（医療費の 1/12）を支払う。	A	本事業は、法令等に基づき実施する事業であり、適切に実施している。	現状維持
188	保健医療部	国保年金課	国保事業費納付金事業	国民健康保険の被保険者に税を賦課・徴収し、埼玉県に国保事業費納付金を納付する。	A	法に基づく事業であり、適性に実施している。	現状維持
189	保健医療部	国保年金課	疾病予防事業（後期高齢者医療）	保養所宿泊助成事業、人間ドック検診料助成事業を実施する。	B	令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊助成、人間ドックともに実績件数が大幅減少したが、令和元年度までの実績を考慮すると、今後も件数が増加する見込みがあり、事業が適正であると判断できる。また、外部評価において、利用者の医療費と平均医療費を比較することで、成果指標を検証できないか指摘があった件については、引き続き検証を行い、具体的な成果指標を定めるように努める。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
190	保健医療部	国保年金課	疾病予防事業 （国民健康保険）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック助成事業を実施。</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施。</li> <li>・保養所利用助成事業を実施。</li> <li>・医療費通知を送付。</li> <li>・ジェネリック差額通知を送付。</li> </ul>	B	人間ドック助成、糖尿病性腎症重症化予防対策事業、保養所宿泊助成は、被保険者の健康の保持増進のために実施していることから今後も継続していくが、人間ドック助成人数を増やすことや糖尿病性腎症重症化予防対策事業に参加させるための工夫は必要であると考えている。	検討 見直し
191	保健医療部	国保年金課	審査委託事業 （国民健康保険）	診療報酬明細書（レセプト）の審査を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する。	A	国民健康保険団体連合会への審査委託は、法に基づき実施しているものであり、専門機関である国保連合会に委託することは、現状において最も効率的かつ効果的である。	現状 維持
192	保健医療部	国保年金課	特定健康診査事業 （国民健康保険）	40歳から74歳までの被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を行う。	B	特定健診の受診率及び保健指導の実施率が目標と大きく乖離しているため、両指標の改善が必要と考えている。健診受診により生活習慣病リスクの早期発見や保健指導で生活習慣病の改善を促すことは、医療費の適正化に不可欠なので対象者への勧奨を工夫することで改善を図る。	検討 見直し
193	保健医療部	国保年金課	保険給付事業 （国民健康保険）	国民健康保険被保険者に対して、医療サービス等の現物給付や現金支給を行う。医療費の保険者負担分（原則7割）を医療機関を通じて給付する療養の給付（現物給付）のほか、療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給を行う。	A	国民健康保険法に基づく保険給付を適正に行うとともに、法改正への的確な対応や事務の効率化を進めていく等、市民サービスの向上に努めている。	現状 維持
194	保健医療部	保健総務課	保健所施設管理事業	理化学検査室等において特定化学物質や有機溶剤等の空気中の濃度を測る作業環境測定（年2回）を実施するとともに、保健所からの排水の水質分析（年1回）を実施した。	A	根拠法令に基づき適正に実施している。	現状 維持
195	保健医療部	保健総務課	精神保健支援事業	精神保健福祉相談の実施、精神保健福祉家族教室等の実施、自殺対策推進事業の実施。	B	精神保健福祉相談が年々増加していることより、市民ニーズに応えられていると考えるが、年々減少傾向にあった自殺者数が増加し、コロナ禍により対面活動が制限されたため、事業の一部見直しの検討が必要である。	検討 見直し
196	保健医療部	感染症保健対策課	医療等支援事業	各医療費に対する一部助成を行う。	A	令和2年度から事務移管されたが、前年同様に事業を実施できた。	現状 維持
197	保健医療部	感染症保健対策課	感染症対策事業	法律に基づく、感染症患者発生時の対応。感染症に関する検査等の実施。感染症の予防のための正しい知識の普及啓発。	A	新型コロナウイルス感染症の患者等への対応により、例年の活動内容と大きく変わったが、優先順位を決めて、適切に実施した。	現状 維持
198	保健医療部	生活衛生課	生活衛生事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関係事業者の開設許可・確認の指導助言及び環境関係事業者施設の監視・指導</li> <li>・衛生害虫の駆除（一部業務委託）</li> <li>・市民の依頼に基づくスズメバチの巣の駆除（業務委託）</li> <li>・食品表示に係る指導助言及び給食施設の監視・指導</li> </ul>	B	<p>①栄養業務については、令和2年度から生活衛生課に移管された。指導等について、今後も計画的に行いたい。</p> <p>②令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、不急の立入検査を控えざるを得なかった。今後は新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しつつ、計画的に監視指導を行いたい。</p>	検討 見直し
199	保健医療部	生活衛生課	動物管理センター施設管理事業	・関係法令を遵守し、浄化槽や空調機器等を専門業者に委託し、保守管理を行うなど設備の適切な維持管理を行う。	B	施設設備の維持管理は関係法令に基づき適正に実施されており、周辺の衛生的な生活環境が確保されている。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
200	保健医療部	生活衛生課	動物管理指導事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射票の交付等事務、野犬の確保・収容等の業務</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく動物の愛護、適正飼育の普及・啓発</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の登録・監視等及び特定動物の許可・監視業務</li> <li>・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金交付事務</li> </ul>	B	<p>①飼い主のいない猫に対し、不妊・去勢手術を行うことを奨励することで猫による被害の軽減と殺処分の削減を図った。さらに、令和3年1月から公益財団法人どうぶつ基金が行っている「さくらねこ無料不妊手術チケット」の利用を開始し、補助金交付実績の221頭に加え、54頭の成果をあげた。</p> <p>②新型コロナウイルスの影響で毎年行っているイベントはすべて中止となった。イベントによる啓発は行えなかったが、ポスター、HP、広報こしがや等による啓発を図った。</p>	検討見直し
201	保健医療部	食肉衛生検査所 生活衛生課	食肉検査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場で処理されるすべての獣畜との畜検査</li> <li>・と畜場及び併設食肉処理場における施設及び作業の衛生に関する監視指導</li> <li>・枝肉の細菌検査</li> <li>・と畜場作業員を対象とする衛生講習会の開催</li> <li>・認定小規模食鳥処理場の巡回指導</li> </ul>	B	<p>コロナ禍において、認定小規模食鳥処理場の巡回指導件数が減少したため、今年度は巡回指導件数を増やしたい。</p> <p>また、より詳細なと畜検査や衛生指導のために、業務内容をさらに充実させることが可能と考えられるため。</p>	検討見直し
202	保健医療部	衛生検査課	衛生検査事業	食品、水及び感染症等に関する衛生検査を行う。	A	健康危機管理のため、保健所が迅速な対応ができるように、新型コロナウイルスを含めた各種衛生検査を実施した。また、新型コロナウイルス検査の1日あたりの検査可能件数を拡充を行い、クラスター対策に備えた。	現状維持
203	環境経済部	環境政策課	生活排水対策事業	<p>市街化調整区域に居住用の生活排水設備として、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。</p> <p>浄化槽保守点検業者に対し、登録審査・監督・指導を行う。</p>	B	新たな国家補助制度が創設され、補助率が従来の1/3から1/2となったこともあり、当該補助制度を採用した。これに伴い、本市の負担となる事業費も削減されたことから、その削減分を上乗せする形で平成28年度においては40基分の予算を配当した。	検討見直し
204	環境経済部	環境政策課	再生可能エネルギー推進事業	住宅用太陽光発電設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電設備等設置費補助金については、平成28年度に単価の見直しを含めた要綱改正を行った。</li> <li>・活動指標について、前回報告分（平成29年度実績報告分）から「市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量」に変更した。</li> </ul>	検討見直し
205	環境経済部	環境政策課	地球温暖化対策事業	越谷市環境管理計画、越谷市地球温暖化対策実行計画に基づき、環境イベントの開催や緑のオアシスプロジェクト、環境ファミリー宣言等の事業を推進し、省エネルギー・省資源等の環境意識の高揚を図る。また、越谷市雨水貯留施設設置費等助成制度の効果的な推進を図る。	B	市民活動団体の育成により、地球温暖化防止に向けた市民や事業者との協働の取組を推進していく。	検討見直し
206	環境経済部	環境政策課	大気水質対策事業	関係法令に基づき、大気や公共用水域における環境測定を業者委託により実施する。関係法令に基づく特定施設等を設置している事業者に対し、立入検査や環境測定を行い、環境基準に適合しているかを確認する。基準を超過した事業者には基準を遵守するよう行政指導する。	B	各種、環境法令に基づき、監視、測定を実施することにより、市内の大気、水質等の汚染状況を常時的確に把握している。しかしながら、近年、様々な環境問題が発生し、次々と新たな有害物質が法規制の対象となっている状況下、職員は専門的知識を習得することが不可欠な状況となっている。引き続き、職員の資質向上を図る必要がある。	検討見直し



事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
207	環境経済部	環境政策課	生活環境対策事業	開発行為の前段階で、予想される公害を未然に防止するため、必要な対策について指導している。問題の原因となっている事業所に対して、立入調査や騒音測定等を実施し、関係法令に基づき問題解決に向けて適切な指導を行う。	B	新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワークの普及等に伴い、在宅率が上昇している状況下、騒音・振動・悪臭等の都市・生活型公害に関する苦情は増加している。特に住宅、工場等が混在する地域で問題となる騒音等の苦情は、関係法令の規制対象とならない事案が大半であり、問題が長期化することが多い。今後も粘り強く問題解決に取り組んでいく。	検討 見直し
208	環境経済部	環境政策課	生物多様性保全・向上事業	地域住民や関係団体などと連携しながら、地域の自然資源を地域協働で守り育てる仕組づくりを支援する。	B	ふるさといきもの調査等の事業成果を活用するため、教育委員会と連携し、小中学校への出前講座や環境学習支援等の取組を進めた。また、市民の意識啓発や市民活動団体との連携を深めるため、勉強会等を実施した。	検討 見直し
209	環境経済部	資源循環推進課	公共施設廃棄物処理事業	可燃ごみは週2回の定期収集（東埼玉資源環境組合に搬入）、資源物（びん・缶等）、隔週1回（リサイクルプラザに搬入）	A	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う公共施設の閉鎖や学校休校により、公共施設からのごみの排出が減少した。	現状 維持
210	環境経済部	資源循環推進課	最終処分場維持管理事業	地下水の水質検査を月1回、各種機器の保守点検及び運転管理を月8回の巡回管理方式で維持管理を行う。	B	一般廃棄物最終処分場の安全確保のため、施設の適正な維持管理は引き続き必要である。	検討 見直し
211	環境経済部	資源循環推進課	し尿収集事業	一般家庭等から排出されるし尿を業者に委託して定期的に収集を行う。	B	活動指標目標を見直し、より実態に沿った目標とした。浄化槽への転換、下水道への接続等啓発を行っており、年々し尿汲み取り世帯は減少している。	検討 見直し
212	環境経済部	資源循環推進課	リサイクルプラザ施設管理事業	・施設の適切な維持管理を行う。 ・資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率に処理（破碎・選別）するため、資源化施設の運転管理を行う。	B	不燃物や資源物、粗大ごみ等の処理施設として、施設の適正な維持管理は引き続き必要である。	検討 見直し
213	環境経済部	資源循環推進課	一般廃棄物処理基本計画策定事業	一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定した	A	一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定することにより、本市の今後10年のごみ処理等の方針を示すことが出来た。また、SDGs、食品ロス、プラスチック・スマートを市民といっしょに推進するための基本計画として共有意識を持つことが出来た。	現状 維持
214	環境経済部	資源循環推進課	可燃物収集運搬事業	越谷市全域を週2回（月・木）（火・金）（水・土）の3コースに分けて、各家庭から排出される可燃ごみを定期的に収集する。	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、衛生的な住環境維持のため継続的かつ安定的な収集体制作り及び維持を行っていく必要がある。	現状 維持
215	環境経済部	資源循環推進課	環境美化事業	環境美化について看板の配布等により、市民、事業者、自治会等へ啓発を行い、清掃活動等により集められたごみや不法投棄物の収集・処分を行う。	B	市民・事業者の環境美化意識の向上を図るため、啓発看板の配布や自治会等の団体清掃の活動支援は引き続き行っていく必要がある。	検討 見直し
216	環境経済部	資源循環推進課	資源回収奨励補助金交付事業	自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。	B	活動団体の少子高齢化や新型コロナウイルスの影響により、回収量が減少傾向にはあるが、年間で5,000トン以上が回収されており、資源化システムの1つとして確立している。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
217	環境経済部	資源循環推進課	資源物分別収集事業	各自治会から推薦を受けた方を廃棄物減量等推進委員として委嘱するとともに、ごみの収集カレンダーの配布等により家庭ごみの適正な処理方法の普及啓発を行う。また、ごみ集積所に排出される資源物を業務委託により、定期的に収集し、施設に搬入する。	B	新型コロナウイルスの影響により排出量が増加しており、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要がある。	検討見直し
218	環境経済部	資源循環推進課	修理再生等啓発事業	・粗大ごみを修理・再生した木製家具等の常時販売。 ・リサイクルプラザの施設見学、出張講座の実施。	B	市民へのごみの減量や再使用・再利用に対する意識啓発については、引き続き行っていく必要がある。	検討見直し
219	環境経済部	資源循環推進課	粗大ごみ等収集運搬事業	自宅及びごみ集積所に家庭から排出される粗大ごみを迅速かつ確実に収集し、リサイクルプラザに搬入する。	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、粗大ごみを収集することで、衛生的な住環境維持が保たれるものと考えられ、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っていく必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要があり、継続して実施していく。	現状維持
220	環境経済部	資源循環推進課	東埼玉資源環境組合負担金事業	越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町で負担金を支払う。	A	可燃ごみ・し尿の処理については、市単独で施設を管理・運営するのと比較して効率的であり、引き続き東埼玉資源環境組合において広域処理を行っていく。	現状維持
221	環境経済部	資源循環推進課	動物死体収集事業	専門業者に委託することにより、道路や敷地内に放置された野良動物の収集処理を行う。	A	野良動物死体処理は、公衆衛生の維持に不可欠で、予算の範囲内の執行で適正である。	現状維持
222	環境経済部	資源循環推進課	破砕物等搬出事業	リサイクルプラザ資源化施設から搬出される廃棄物や資源物をそれぞれ業者に委託し、可燃物は東埼玉資源環境組合に運搬し、不燃物等は、それぞれの処理施設に運搬して適正な処理を行う。	B	リサイクルプラザにおいて処理を行った破砕物や処理困難物については、適正な処理を行う必要がある。	検討見直し
223	環境経済部	資源循環推進課	不燃ごみ収集等事業	ごみ集積所に排出される不燃ごみ及び缶を定期的に収集し、リサイクルプラザに搬入する。	B	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、不燃ごみを収集することで、衛生的な住環境維持が保たれるものと考えられ、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っていく必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要があり、継続して実施していく。	検討見直し
224	環境経済部	廃棄物指導課	産業廃棄物対策事業	立入検査等により産業廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導並びにPCB廃棄物等の掘り起こし調査等を行う。	B	正規職員による監視パトロールは不適正処理の未然防止に効果的であるが、効率性について課題がある。	検討見直し
225	環境経済部	経済振興課	高齢者就業支援事業	補助金交付要綱に基づく補助金を交付してシルバー人材センターの事業を支援する。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動指標・結果指標ともに未達成となったものの、派遣事業においては受注件数が増加するなど需要は高まっており、就業機会の増大や自らの生きがいの充実という目的が果たせている。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
226	環境経済部	経済振興課	空き店舗対策事業	①市内商店街の空き店舗に新たに开店する事業者に対して、改装費に要する経費の一部を助成する。 ②地域支え合いの仕組み推進事業を実施する越谷商工会議所に対して、経費の一部を助成する。	B	商店街内の空き店舗にはニーズがあり継続的な支援を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響がある一方で、独立や創業を検討する人もいることから、市内商店街へのにぎわい創出に向けて、制度を活用いただけるよう引き続き経営相談窓口や関係機関と連携していく。地域支え合いの仕組み事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難であった。	検討見直し
227	環境経済部	経済振興課	若年者等就業支援事業	専門のキャリアコンサルタント（相談員）を1名配置し、個々のニーズを踏まえ、就職に向けた一貫した相談支援を実施する。	B	・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動指標・結果指標ともに未達成となったものの、個々のニーズを踏まえ、就職に至る過程並びに就職後の職場定着支援等、目的に沿った事業ができた。 ・コロナ禍においても相談者が安心・安全に相談できる体制を整えた。	検討見直し
228	環境経済部	経済振興課	商工会議所補助事業	地域の総合経済団体である越谷商工会議所が実施する、各種事業に対して助成を行う。 ・中小企業経営支援事業 ・一般事業 ・税務指導事業 ・たばこ小売活性化事業	B	新型コロナウイルス感染症の影響により一部の事業が実施できなかったが、経営基盤が脆弱な中小企業に対して伴走型支援を行い、事業継続と持続的な成長発展を促進した。	検討見直し
229	環境経済部	経済振興課	産業雇用支援センター管理事業	委託などにより施設の保守管理を実施し、適正な運営管理に努める。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各団体が主催する事業の中止や縮小が相次ぎ、施設利用者や利用率が減少しているが、産業振興と雇用支援の拠点施設として役割をはたしている。	検討見直し
230	環境経済部	経済振興課	中小企業資金融資事業	市内中小企業者が金融機関から融資を受ける際、市が保証協会を介した損失補償を担保することで円滑な融資実行を促進するとともに、融資利用者に対して利子額の一部を助成する。	B	経営相談窓口や関係機関と連携し、市制度融資の周知を図りながら事業者の制度活用を促していく。	検討見直し
231	環境経済部	経済振興課	商店街活性化推進事業	商店街団体等が実施する販売促進事業や商店街施設・設備の整備、維持管理事業等に対して、その経費の一部を助成する。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により集客イベントの実施が困難となったが、代替案として新たな取り組みを見施した商店街団体等があったため、新規事業が増えることとなった。今後も新たな取り組みに対する支援を重点的に行っていく必要がある。	検討見直し
232	環境経済部	経済振興課	創業者等育成支援事業	・創業者等を支援するため、創業にあたり必要な人材育成、経営、財務、販路開拓の知識習得を目的とする創業セミナー等を14回開催し、延べ249名が受講した。 ・当該年度中に市内で創業した者又は創業を予定している者を対象に、創業に係る初期費用及び事務所の家賃の一部を助成し、令和2年度は、6事業者に対して補助を行った。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、指標である施策の活用者数や創業を支援した数は目標値には至らなかったものの、新たな事業の創出及び新規雇用の創出に結びつけることができた。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
233	環境経済部	経済振興課	産業活性化推進事業	<p>①産業雇用支援センター二番館を拠点として、専門の支援人材（コーディネーター）による、創業や市内中小企業者の経営課題に関する診断・助言・各種コーディネート等の一貫した支援を実施する。併せて、創業支援室入居者に対するきめ細やかな伴走型支援を行い、円滑な創業を促進する。</p> <p>②市内で事業を営んでいる中小企業者に対して、独自のアイデアにより計画的に実施する新たな取組の経費の一部を助成する。</p> <p>③こしがや産業フェスタ実行委員会に対して、こしがや産業フェスタの開催に係る費用の一部を助成する。</p> <p>④市内事業者を利用して住宅等の改修を行う市民・市内事業者を対象として、工事費用の一部を助成する。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスサポート事業（二番館）については、経営・創業相談件数が大幅に増加した。しかし新型コロナウイルス感染症のための一時的な経済施策（補助金・給付金等）についての相談が多かった。</li> <li>・ビジネスパワーアップ補助金については、予算額を大きく上回る申請があった。</li> <li>・こしがや産業フェスタについては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。</li> <li>・住宅・店舗改修促進補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響がありながらも多くの申請があった。</li> </ul>	検討見直し
234	環境経済部	地域産業推進課	観光推進事業	<p>一般社団法人越谷市観光協会に補助金を交付する。</p>	B	<p>平成 22 年度から「田んぼアート事業」、平成 24 年度から「ウッドデッキ事業」を開始したほか、平成 27 年度には(株)JTБ との観光振興に関する包括連携協定を締結し、市内の地域資源を活用した販わいの創出に努めている。</p>	検討見直し
235	環境経済部	農業振興課	農業従事・後継者育成事業	<p>各団体が提案する農産物のPR活動をはじめとした越谷市の農業振興に係る活動に対して、事業ごとに精査を行い、より効果的かつ意欲的な事業に対して補助金を交付する。また、新規就農希望者に対して研修を実施し、農業後継者の確保・育成について支援する。</p>	B	<p>本市の担い手の総合的な組織である越谷市農業担い手育成総合支援協議会や認定農業者及び認定新規就農者を支援することで、担い手の育成が図られた。また、新規就農者に対する研修事業を実施することで、一定数の担い手が確保された。</p>	検討見直し
236	環境経済部	農業振興課	農道整備事業	<p>道路の整備等を行う。</p>	B	<p>活動結果及び指標については目標を達成したものの、効率性について課題が残る結果となった。</p>	検討見直し
237	環境経済部	農業振興課	かんがい排水整備事業	<p>農業用排水施設（用排水機場、用排水路、樋門樋管、堰等）の整備や補修を行う。</p>	B	<p>活動結果及び成果ともに目標は達成しているが、市内の農業用施設は全般的に老朽化しており、今後さらに維持管理や更新に係る費用の増大が見込まれる。このため、施設の点検・調査による機能診断を行い、現状を把握し、施設の更新と併せて補修・補強などによる延命措置を検討し、効果的な手法による整備を行う必要がある。また、農地の利用状況や将来的な営農形態を分析し、用排水路の整備計画の見直しを含めて、計画的な補修や整備に努める必要がある。</p>	検討見直し
238	環境経済部	農業振興課	地産地消推進事業	<p>地場農産物の販売拡大を図り、地産地消を推進するため、地場農産物利用促進事業として、地場農産物を使用したレシピを考案し、レシピやそのレシピ動画を公開・発信することで、農産物の魅力や活用方法をPRし地産地消を推進する。また、学校給食米生産奨励事業により越谷産米の導入を促進する。</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定していたレシピコンテストの開催はできなかったものの、状況に応じた実施ができた。今後は、考案されたレシピの活用やPRの仕方等も考えていく必要がある。</p> <p>学校給食米については、週4日、11ヶ月の使用を目標に、JA等関係機関と協議した上で検討していく。</p>	検討見直し
239	環境経済部	農業振興課	土地改良事業	<p>土地改良事業の適切かつ効率的な運営や農業施設の管理運営及び用水確保に関する費用負担などの負担金の拠出土地改良事業を行う団体に対する事業費の補助を行う。</p>	B	<p>負担金及び補助申請等滞りなく行うことが出来た。施設の老朽化等今後の修繕費用の増大に対し計画的な運用がもたえられる。</p>	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
240	環境経済部	農業振興課	農地利用集積事業	地域における話し合いを開催し、中心となる経営体への農地の集積方法について検討する。検討の結果、集積を推進する地区においては、基盤整備を実施した後、農地中間管理機構を通じて担い手への集積を行う。	A	平成30年度は地域の説明会を実施し、西新井・北後谷地区、船渡地区（第2期）の用地境界測量を実施。 令和元年度は上記地区及び集团的いちご農園団地第二工区の基盤整備を実施し、担い手による耕作が開始。 令和2年度は増林地区、北川崎地区の説明会を実施。 事業内容は計画のとおり順調に推移している。	現状維持
241	環境経済部	農業振興課	農業施設維持管理事業	用排水路等の修繕や草刈、浚渫等の委託、ポンプや電気設備の点検業務を行う。 維持管理費について関係土地改良区、関係市町で応分の拠出を行う。（負担金）	B	農業用水の安定供給のため、施設の維持管理は必要不可欠であるが、効率的な手法を探り、さらなるコスト縮減を検討する必要がある。	検討見直し
242	環境経済部	農業振興課	高収益農業推進事業	集团的いちご観光農園「越谷いちごタウン」（第一工区）の施設管理・育苗施設の管理を行う。 集团的いちご観光農園第二工区の建設に向けた土地の賃貸借や造成を行う。	B	・第二工区の整備は目標どおりに進んだ。 ・成果指標の累計来場者数について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和2年4・5月はほとんど開園できず来場者が大幅に減少したが、令和3年1月～3月の営業期間は入場者数を制限しながらも営業を行ったため、目標を達成できた。	検討見直し
243	環境経済部	農業振興課	農業技術研究事業	①養液栽培の研究及び生産者等への指導等を行う。 ②土壌分析を行い、農業者の栽培を支援する。 ③農業に係る市民理解促進のため、施設見学や実習の受け入れ、農業施策のPRを行う。 ④イチゴとメロン栽培について、民間企業等との共同研究を実施する。	B	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い市主催事業を原則中止としている状況のため、視察見学や実習の受け入れを停止せざるを得ない期間があったが、いちごの出荷先累計数は順調に増加している。 ・いちご、メロン栽培に係る民間企業等との共同研究を実施し、農業者に情報提供を行った。（共同研究協定締結先：東北大学、埼玉県農業大学校、富士通㈱、GINZAFARM㈱、商船三井ロジスティクス㈱、農業デザイン㈱） なお、富士通㈱との共同研究したメロン栽培において、特に高い成果を得た。	検討見直し
244	建設部	道路総務課	道水路管理業務事業	道路法に基づく道路占用許可、道路工事等施工承認、道路幅員証明、特殊車両の通行許可及び協議事務における適正な指導、占用料の徴収、道路工事調整会議等。	B	年間申請件数は社会情勢によりやや減少しているものの、2,000件を超えているため、事務処理の効率化が常に課題である。	検討見直し
245	建設部	道路総務課	道路台帳整備事業	既存の道路台帳に対し、市道路線の認定・廃止・区域変更等や道路改良等により整備された道路の台帳更新を行う。	B	HP公開もしていることから、更新頻度や時期等について柔軟に行う必要があると考えている。	検討見直し
246	建設部	道路総務課	道路管理システム事業	道路台帳図と道路境界線情報を関連付けし、新たに取得した道路情報データ等を整理し、効率的に入力処理する。	A	個々のサブシステムの改革改善を進めて市民のニーズに対応している。	現状維持
247	建設部	道路総務課	道水路境界管理事業	国及び県等の補助事業による官民境界線調査を行い、座標による境界線管理区域の拡大を図る。また、座標管理されていない地区の官民境界については、申請に基づき境界確定を行う。さらに、道路内に存在する私有地の取得を行う。	B	公共座標管理区域と未完了区域では、境界確定手法の違いによる境界確定の際に発生する個人の負担費用に差が生じていることが課題と考える	検討見直し
248	建設部	道路総務課	交通安全応急対策事業	交通事故発生箇所等に対し交通管理者である警察署と現場診断を実施し、路面標示等による改良を施す。また、経年劣化による既存路面標示の復旧等を実施する。	A	誰もが安心して利用出来るよう、交通管理者と連携し、交通事故の防止に努めている。	現状維持

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
249	建設部	道路総務課	交通安全施設整備事業	暗い交差点や見通しの悪い道路に道路照明灯や道路反射鏡を設置する。	A	第4次総合振興計画の目標で掲げた数値（14,200基）を達成しており、更なる設置を進めている。	現状維持
250	建設部	道路総務課	住宅市街地安全対策事業（ゾーン30）	ゾーン30区域内に、外側線・ドット・文字表示等の路面表示を施工する。	B	生活道路における安全対策として、ゾーン30は非常に有効な手段であり、交通管理者である警察と連携し、住居系地区の安全性・快適性の向上を図っているが、強固な安全対策では地域住民の不便を強いることとなるので、今後は、安全と地域住民の利便性のバランスについて、よく検討していく必要がある。	検討見直し
251	建設部	道路総務課	都市再生地籍調査事業	市街地の官民境界や国・県等の道水路管理者と境界を確認し境界点測量の成果である座標をデータ化し、維持管理を行う。	B	事業の成果・効率性ならびに進捗の観点から官民境界を確定する街区先行調査を行っているが、本来の目的である一筆地調査に着手できていない。	検討見直し
252	建設部	道路建設課	橋りょう施設維持管理事業	本市の管理する橋梁について、定期的な点検を行うとともに、越谷市橋梁長寿命修繕計画に基づき補修工事を実施する。	B	道路網の要となる橋梁を健全な状態を維持しながら、安全性の向上と円滑な道路交通の確保を図るため、長寿命化修繕計画（15m以上の44橋）及び個別施設計画（2m以上の橋梁）に基づき、橋梁の補修を進めている。 また、日常的な点検のほか、5年に1度の定期点検を実施し、施設状況の管理しながら計画的な補修を進めることで、概ね計画通りに進んでいる。	検討見直し
253	建設部	道路建設課	橋りょう耐震化整備事業	越谷市橋梁耐震化基本方針に基づき、緊急輸送道路などの橋梁の耐震補強を実施する。	B	本事業は、河川内での工事となることから、施工条件等の変更による事業費の増大や、作業期間規制などによる事業期間の長期化など、多大な費用が必要となることから、全体的な事業進捗が遅れが生じている。	検討見直し
254	建設部	道路建設課	出羽堀沿道路整備事業	出羽堀改修工事に併せて、沿道整備を実施する。	B	本事業は、魅力ある水辺空間の創出を図るため、埼玉県「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による水路整備に併せ、沿道の拡幅整備（出羽堀を挟む南北2路線）を進めるものである。事業の実施にあたっては、沿線権利者の理解と協力が得られ、概ね計画通りの進捗である。	検討見直し
255	建設部	道路建設課	街路施設維持管理事業	・街路事業関連用地の取得を行う。 ・取得した用地の外柵工事や草刈りなどを行う。	A	「越谷市財産規則」や「行政財産の使用料に関する条例」に基づいて、取得した用地の事業化までの有効活用を図っている。	現状維持
256	建設部	道路建設課	越谷吉川線整備事業	足立越谷線から南越谷駅越谷駅線までの区間について、市事業により整備を進める。 また、県事業区間については、県に街路事業の負担金を払う。	B	国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用しているが、要求に対し、内示率が低く、事業費の確保が困難であることから、予定通りに事業が進んでいない。	検討見直し
257	建設部	道路建設課	川柳大成町線整備事業	事業計画地内の用地取得を進めていく。	B	国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用しているが、要求に対し、内示率が低く、事業費の確保が困難なことから、予定通りに事業が進んでいない。 また、東埼玉道路のアクセス道路として、埼玉県が事業主体となって進めている年計画道路 蒲生柿木川戸線について、本路線との接続や施工区分等について、調整・協議が必要となる。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
258	建設部	道路建設課	道の駅整備事業	道路利用者のための休憩施設や防災機能、観光情報の発信のほか、新たな都市型農業を推進する機能などを備えた道の駅の整備について、実施計画等の策定など、具現化に向け施設の位置づけや機能、効果的な整備場所を選定し整備を行う。	B	平成28年度より道の駅基礎調査を開始し、平成29年度には「基本構想」を策定した。その後、導入機能や仁備主体など様々な調査研究を進め、候補地を増林地区内として、その事業規模や区域等を決定した。	検討見直し
259	建設部	道路建設課	通学路安全対策事業	通学路の歩道整備や危険箇所を改善する。	B	通学路の安全対策については、通学路安全総点検により策定された通学路整備計画に基づく整備のほか、地元自治会及び幼稚園・保育園等からの要望により、学校や地元地域等と協力・連携のもと、交通管理者と協議・調整を行いながら、児童・生徒や未就学児・児童等が日常的に集団で移動する経路に歩道の設置や防護柵及び車止めの設置、さらに、路面標示等を関係部署と連携し計画的に進め、概ね計画度通りに進んでいる。	検討見直し
260	建設部	道路建設課	健康福祉村大袋線整備事業	県道越谷岩槻線から国道463号までの区間について整備を進める。令和2年度は一部用地を取得。	A	国の補助金である社会資本整備総合交付金を活用しているが、要求に対し、内示率が低く、事業費の確保が困難なことから、予定通りに事業が進んでいない。	現状維持
261	建設部	道路建設課	道路舗装事業	幹線道路並びに生活に密着した道路について、計画的に舗装改築を進める。	B	良好な舗装状態を長期にわたり維持できるよう、越谷市道路資産管理計画に基づく、計画的な事業の実施及び国の補助金を活用し、主要な幹線道路は概ね計画通りの進捗となった。	検討見直し
262	建設部	道路建設課	道路施設等維持管理事業	定期的なパトロール、地元要望等に基づき既存道路の側溝整備や危険箇所などの補修を実施する。	B	本事業では、その補修内容が私道整備、地区整備、要望整備、応急補修、道路後退整備と多岐にわたる中、施設状況及び周辺環境を精査し、緊急性の高い箇所を優先的に対応した。また、小規模なものは、維持管理課との役割分担を行い、業務の効率化に取り組んだことで、前年度と同様の対応は図れたと考える。	検討見直し
263	建設部	道路建設課	道路改良事業	一般市道の拡幅整備や質的改良を実施する。	B	事業の実施にあたっては、要望内容及び周辺環境を精査し、事業費を最小限に抑制できる整備手法を検討するなど、適正な事業費を算定して取り組むことで、概ね計画とおりの進捗となった。	検討見直し
264	建設部	河川課	新川用水整備事業	新川都市下水路の整備に併せて、用排水機能を分離するため新川用水の護岸及び防護柵の整備を行う。	B	本事業は、用排水兼用であった旧新川を、排水機能を新川都市下水路で、用水機能を新川用水として整備することで、当該流域の浸水被害の軽減と用水機能などの周辺環境の改善が図れ、安全で良好な水辺空間の確保につながった。	検討見直し
265	建設部	河川課	排水機場施設維持管理事業	排水機場等の機器類の維持管理業務を委託する。	B	水防時における施設を正常に機能させることができ、迅速かつ適切な水防活動に貢献した。	検討見直し
266	建設部	河川課	排水路安全施設整備事業	既設水路への蓋かけによる緊急時の避難通路の確保や転落防止柵の設置による安全の確保を行う。	B	既存排水路の歩道化により、緊急時には避難通路として機能するよう進めている本事業は、安全安心な都市づくりに寄与している。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
267	建設部	河川課	排水路施設維持管理事業	現場パトロールや住民からの要望などにより情報収集を行い、排水不良個所の修繕を行う。	B	軽微な段階で修繕等を行うことで、排水路施設の適切な機能を確保している。今後、大規模災害などに備え、老朽化する施設維持管理事業は重要となってくる。そのためにも、既存施設の現状把握に努め、施設の機能確保や安全性の確保に取り組むことは、安全な都市づくりに寄与している。	検討見直し
268	建設部	河川課	応急対策事業（浸水対策）	応急ポンプの設置や配管の常設化、洪水ハザードマップの更新等を実施する。	B	浸水被害の早期軽減ができ、迅速かつ適切な水防活動に貢献した。	検討見直し
269	建設部	河川課	排水路整備事業	浸水対策及び施設の老朽化対策としての整備等、必要箇所を限定し、重点的かつ効率的に整備を行う。	B	近年の地震や水害などの大規模災害などに備え、浸水対策や老朽化対策としての整備は重要となっている。そのよう中で、既存施設の現状把握に努め、施設の機能確保や安全性の確保に取り組む本事業は、安全な都市づくりに寄与している。	検討見直し
270	建設部	河川課	ポンプ場施設維持管理事業	ポンプ場等の機器類の維持管理業務を委託する。	B	水防時における施設を正常に機能させることができ、迅速かつ適切な水防活動に貢献した。	検討見直し
271	建設部	河川課	河川施設維持管理事業	現状を確認し、浚渫や修繕等の維持管理を実施する。	B	施設の整備や修繕等により、水防活動時に適正に機能するとともに、安全な水環境の確保につながった。	検討見直し
272	建設部	河川課	流域貯留施設維持管理事業	機能を維持・改善を図るため、排水施設の清掃や修繕、点検を実施する。	B	流域貯留施設の機能を維持・改善は、河川への雨水排水量が抑制され、流域における治水安全度が向上し、浸水被害の軽減につながった。	検討見直し
273	建設部	河川課	御料堀都市下水路整備事業	土地所有者の意向を確認し、管理道路用地を買収する。	B	御料堀都市下水路の老朽化が進む中、老朽化する施設管理や改修工事の際に必要な用地であり、引き続き市が主体となって関与すべき事業である。また、借地している用地を買収することで長期的に見てコストの削減につながった。	検討見直し
274	建設部	河川課	新川都市下水路整備事業	国庫補助金等を活用し整備の促進を図る。	B	流域の浸水被害の軽減と用水機能などの周辺環境の改善が図られ、安全で良好な水辺空間の確保につながっている。また、事業に併せて、隣接する県道の拡幅や歩道整備が進められており、安心安全なまちづくりに寄与している。	検討見直し
275	建設部	河川課	千足幹線排水路整備事業	中川から県道平方・東京線までの千足幹線排水路の未整備区間について、草加市と連携し整備を行う。	B	流域の浸水被害の軽減と周辺環境の整備が図れることから、その成果が当該地区の目標である安全・安心な生活環境の確保に寄与する。	検討見直し
276	建設部	河川課	七左工門川改修事業	管理用通路の整備を行う。	B	治水対策を取り巻く環境は、近年の豪雨の多発などを受け、大きく変化しており、今後も浸水対策への取り組みは必要である。また、併せて老朽化する施設管理や改修時に必要な管理用道路等の整備も必要であり、引き続き市が主体となって事業を進める。	検討見直し
277	建設部	河川課	都市下水路施設維持管理事業	修繕や浚渫等の維持管理を実施する。	B	計画的に維持管理することで、円滑な排水機能を確保した。また、大規模災害などに備え、施設管理に取り組むことで、安全な都市づくりに貢献している。	検討見直し
278	建設部	維持管理課	道路施設維持管理事業	パトロールや不具合箇所の修繕、草刈、清掃の実施。面的な道路修繕の実施。	B	維持管理課では、道路、水路、公園の受け付けの窓口を一つにし委託業務及び修繕の発注業務。また、小規模な修繕の場合は、現業職員による修繕、清掃など迅速な対応を図り、市民サービスの向上を図っている。	検討見直し



事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
279	都市整備部	都市計画課	まちづくり推進事業	レイクタウン整備事業用地管理柵等設置工事（大要：柵設置167m、出入口設置6箇所、不陸整正500㎡等）を実施した。また、レイクタウン整備事業用地管理委託（大要：除草1475㎡×4回、剪定22㎡×2回、薬剤散布22㎡×2回）による適正管理を行った。また、地区にふさわしいまちづくりに向けて、大袋駅東口周辺地区まちづくり協議会を4回開催した。さらに、駅前広場やアクセス道路の整備を検討するため、先進事例地の視察を行った。	B	令和元年度に買戻しが完了したレイクタウン整備事業用地を適正に管理するため、草刈りなどの維持管理を行った。また、協議会の開催や先進事例地の視察を行った。	検討見直し
280	都市整備部	都市計画課	流通・工業系土地利用事業	荻島地区をはじめとした、東京に近く、交通利便性に優れているという本市の地域特性を活かした産業用地の創出を図るため、事業予定区域内における権利者と合意書締結に向けた交渉を行った。	B	事業予定区域内の関係権利者と交渉を行い、合意書の取得を目指し取り組んだ。また、事業実施に向けた関係機関との協議を行った。	検討見直し
281	都市整備部	都市計画課	公共交通事業	平成28年3月に策定した越谷市地域公共交通網形成計画(以下、「形成計画」という。)に基づき、鉄道や路線バスを利用しづらい地域において、市民と連携し、既存の公共交通網を活用しながら新たな公共交通の導入に向けて取り組むことや、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を実施する鉄道事業者に対し、補助金を交付する。また、こしがや公共交通ガイドマップを作成、配布し、公共交通の利用促進を図る。	B	平成27年度に実施された外部評価の結果を踏まえ、越谷市地域公共交通協議会を通して地域公共交通網形成計画を策定し、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に向け、本計画に位置付けた事業を実施してきた。令和2年度には本計画の計画期間が終了したが、進捗を加速すべき事業があることから総合評価をBとした。令和3年度には、越谷市地域公共交通計画を策定し、従前計画の実施事業を引き継ぎつつ、法改正等を踏まえた事業を関係者と連携して取り組んでいく。	検討見直し
282	都市整備部	都市計画課	都市計画支援システム事業	本事業で取扱う都市計画情報等については、高度な専門知識及び技術が必要であることから、専門業者に委託し、窓口業務や都市計画検討業務の迅速化・的確性の向上を実現するシステムを導入する。	A	平成29年度のシステム再構築時、システム運用及び保守管理業務等を一体的に業務委託し、価格競争を主眼とする指名競争入札に付すことで、ベンダーロックインからの脱却及び費用対効果の高いシステムの再構築・運用を図った。また、本業務委託におけるシステムの操作研修等を通して、職員のスキルアップを図り、より効率的な業務を行えるよう努めた。	現状維持
283	都市整備部	市街地整備課	西大袋土地区画整理事業	事業計画で定められた公共施設（街路、公園、上下水道、ガス等の供給処理施設）などの都市基盤の整備を行った。	B	引き続き、工事、移転補償を進めた。	検討見直し
284	都市整備部	市街地整備課	越谷駅東口駐車場管理運営事業	指定管理者制度（利用料金制）を活用し、効率的、効果的な駐車場運営を行った。 【参考】 平成24年度－平成26年度 指定管理者1期目（株式会社越谷ツインシティ） ※平成26年度から利用料金制を導入 平成27年度－令和元年度 指定管理者2期目（株式会社越谷ツインシティ） 令和2年度－令和6年度 指定管理者3期目（株式会社越谷ツインシティ）	B	外部評価で指摘された業務内容の改善については、平成26年度から利用料金制度を導入したことにより整理済みである。その結果、平成27年度以降は利用台数・利用料金収入ともに増加し効果をあげている。 成果指標については、駐車場の稼働率に修正し、市民によりわかりやすい指標とした。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
285	都市整備部	公園緑地課	公園施設維持管理事業	公園や緑道内の植栽・樹木、遊具施設などの維持管理、徒渉池の清掃・点検、砂場検査・清掃や公園施設の修繕等を業務委託により実施している。	B	「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、市民との協働による公園の維持管理活動を推進するため、「広報こしがや」や協働フェスタなどで、維持管理活動の紹介と参加団体の募集を行い、毎年、団体数が増加している。今後も更なる推進を図るため、継続的に広報等によりピーアールに引き続き努めて行く。	検討見直し
286	都市整備部	公園緑地課	綾瀬川緑道整備事業	綾瀬川緑道で一部区間が未舗装となっており、この区間への舗装整備を行うと共に、緑道灯が設置されていない区間についても、緑道灯の設置を行う。	A	地元地域や河川管理者と調整を図りながら、整備を進めてきたことにより、定量的な成果を上げており、市民からも評価されている。	現状維持
287	都市整備部	公園緑地課	出羽公園整備事業	未整備課所の外周道路整備を行う。	B	地元地域と調整を図りながら、整備を進めてきたことにより、定量的な成果を上げており、市民からも評価されている。	検討見直し
288	都市整備部	公園緑地課	新方川緑道整備事業	整備された新方川緑道の利用に伴い、充実した附帯設備整備等を行う。	A	地元地域や河川管理者と調整を図りながら、整備を進めてきたことにより、定量的な成果を上げており、市民からも評価されている。	現状維持
289	都市整備部	公園緑地課	平方公園用地取得事業	平方公園整備事業を進めるため、公園用地を取得する。	A	購入予定用地については概ね達成している。	現状維持
290	都市整備部	公園緑地課	公園施設改修事業	東越谷第五公園内トイレ施設改修。	A	事業の効率化を図るため、平成23年度から大規模修繕等については公園施設維持管理事業に統合した。	現状維持
291	都市整備部	公園緑地課	平方公園整備事業	公園用地の買戻し及び公園の整備を行う。	A	他工事からの発生土を流用することで造成工事での費用削減をおこなった。	現状維持
292	都市整備部	公園緑地課	元荒川緑道整備事業	整備された元荒川緑道の利用に伴い、充実した附帯設備整備等を行う。	A	地元地域や河川管理者と調整を図りながら、整備を進めてきたことにより、定量的な成果を上げており、市民からも評価されている。	現状維持
293	都市整備部	公園緑地課	住区基幹公園等整備事業	計画的に公園の整備を行う。	B	事業用地取得には、財政状況や所有者の合意形成が伴わないと達成できないため、事前の調整が必要不可欠である。	検討見直し
294	都市整備部	開発指導課	開発行為等に係る事業	道路後退用地を帰属した土地所有者に対して、「越谷市まちの整備に関する条例の協力金の交付等要綱」に基づき、協力金を支払う。	A	土地所有者から道路後退用地を取得するにあたり、土地協力金、物件補償料、分筆手数料を適正な対価として支払っている。本事業を通して良好な住環境の整備が図られており、事業は適切に実施されている。	現状維持
295	都市整備部	建築住宅課	借上型市営住宅運営事業	公営住宅の整備手法のひとつである借り上げ方式を活用し、市営住宅の供給拡大を図った。 南越谷しのめ住宅 18戸	B	民間賃貸住宅を活用し、公営住宅の確保を図ることで行政・賃貸オーナー双方にとって効率性の高い事業である。一方、現在借り上げ中の民間賃貸住宅が令和7年度をもって借上期間満了となる。市営住宅全体（250戸）のあり方について検討を行う中で、借上型市営住宅制度についても、市内の民間賃貸住宅の動向を踏まえつつ、戸数の確保に向けた検討が必要である。	検討見直し
296	都市整備部	建築住宅課	建築指導業務事業	・建築基準法及び関係法令に基づく審査、検査、指導 ・特定建築物定期報告の（一財）埼玉県建築安全協会への業務委託 ・道路種別管理システムを構築するため(株)パスコへの業務委託	B	定期報告受付機関である（一財）埼玉県建築安全協会から未報告建築物の所有者等へ、提出を促す指示通知の送付、またホームページやチラシ等で定期報告の必要性・重要性の周知を行っており、報告件数や提出率は上昇している。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
297	都市整備部	建築住宅課	空き家等適正管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の助言又は指導 7 件、勧告 2 件、応急措置 2 件、相続財産管理人選任の申立て 1 件を実施した。</li> <li>・シルバー人材センターとの協定に基づき、ふるさと納税を活用した空き家等見回りサービスを実施し、申込みを 1 件（3 口）受付けた。</li> <li>・社会福祉協議会と連携し、空き家化予防のため、エンディングノートの周知に取組んだ。</li> <li>・毎年度実施している固定資産税の納税通知書による啓発とは別に、県外及び県内（市外）所有者へ啓発チラシを送付し、活用に向けた同意書を 5 1 件受付けた。</li> <li>・越谷空き家バンクの運営を開始した。</li> </ul>	B	所有者等や相続人が不在のため解決することが容易でない空き家等が増加しているなか、本市においても相続登記がされておらず、不動産登記簿だけで所有者等が直ちに判明しない特定空家等が約 3 割存在している。そのため、所有者等が空き家等になる前からの行動を促進する予防対策や、所有者不明空き家等に対する適正管理対策の促進に取り組む必要がある。	検討見直し
298	都市整備部	建築住宅課	既存建築物改修促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の簡易無料診断の実施（危険性がある所有者には、業者による一般診断や耐震改修を勧める）</li> <li>・所定の基準に該当する木造住宅の耐震診断や耐震改修工事に係る費用の一部を補助する。</li> <li>・所定の基準に該当する共同住宅（分譲マンション）の耐震診断に係る費用の一部を補助する。</li> </ul>	B	耐震改修工事の補助活用件数は少なくなってきたものの、無料簡易耐震診断の件数は増えてきており、耐震化に関する市民への周知は図れているものと考えられる。今後、耐震診断や耐震改修工事の補助活用件数を更に増やしていくための取り組みが必要である。	検討見直し
299	都市整備部	建築住宅課	緊急輸送道路閉塞建築物改修促進事業	旧耐震基準で建築された埼玉県指定の緊急輸送道路沿道の閉塞建築物を対象に、耐震診断に係る費用の一部を補助し、沿道建築物の耐震化促進を図る。	B	耐震化を促進するうえで、所有者が事業の重要性を理解することが重要である。昨年度は申請がなかったものの、アンケートを実施した結果をみると、耐震化への意識がある所有者が一定数いることが分かったため、引き続き、本事業の重要性を周知し、耐震化の促進に取り組む必要がある。	検討見直し
300	都市整備部	建築住宅課	市営住宅施設管理事業	市営住宅に係る入居者募集、入居者管理、家賃収納、修繕工事その他の業務を委託により実施した。その他、火災保険への加入や、市営住宅の長期に渡る有効活用等を図るため、越谷市営住宅長寿命化計画を策定した。 市営住宅の概要 7 団地 250 戸	B	平成 22 年 4 月より管理代行制度を導入し、埼玉県住宅供給公社の専門的なノウハウを活かし、入居者管理の効率化・サービス向上に努めている。一方、複数の施設において老朽化が目立ち、施設の更新が必要となっている。	検討見直し
301	消防局	総務課	消防施設管理事業	施設を管理するために必要となる保守管理及び保守点検を業務委託するとともに、施設に係る修繕を行う。	B	平成 23 年度から「消防庁舎施設管理事業」を「消防施設管理事業」に統合した。また、「消防施設管理事業」の修繕料に統合し事業の合理化を図った。消防庁舎の修繕については、優先度・緊急性を考慮して実施している。	検討見直し
302	消防局	総務課	消防署所整備事業	（仮称）桜井分署整備に向けた測量及び不動産鑑定を行う。	B	大規模災害への対応力を強化し、安心と安全の両面でさらなる市民サービスの向上に努めていく。	検討見直し
303	消防局	総務課	職員研修事業	各種研修及び教育訓練を充実し、職員の知識・技能の向上を図る。	B	職員研修事業は、消防組織法第 6 条、第 5 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、複雑多様化する各種災害や消防業務の専門化などに対応するため、各種教育訓練を履修し、職員の知識・技能の向上を図ることを目的としている。また、近年、安全衛生法等が改正されたに伴い、各種技能講習において、安全衛生特別教育の受講が必須となっているため、事業の一部見直しが必要となる。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
304	消防局	予防課	火災予防事業	<p>婦人防火クラブ連絡協議会等と連携し、住宅用防災機器の設置促進及び適切な維持管理の周知を図る。また、予防査察を実施し、重大な法令違反がある防火対象物については違反内容を公表することにより、市民等の防火に対する認識を深めるとともに、防火対象物の関係者による違反是正を推進し、防火管理体制の確立に努める。さらに、消防音楽隊の演奏活動を通して、市民の防火・防災意識の高揚を図る。</p>	B	<p>活動指標の「防火対象物の査察事業所数」及び「防火管理講習会」並びに成果指標の「防火管理者選任率」は、目標達成には至らなかったものの、「防火管理者選任率」は前年度実績を上回る結果であった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、例年、実施している防火管理講習会や防火対象物に対する予防査察などの自粛を余儀なくされる中、感染拡大防止対策を十分に講じ、規模を縮小して講習会や予防査察を行ったことにより、本事業の目的に繋がる一助を担えたと考えられる。</p>	検討見直し
305	消防局	警防課	消防団活動事業	消防団車両の点検整備及び消防用器具等を整備する。	B	消防団の装備の基準に基づき、救助用資機材を配備し、消防団組織の強化に努めた。	検討見直し
306	消防局	警防課	消防団施設整備事業	狭隘な敷地にある旧耐震基準の消防団器具置場を更新計画に基づき建替える。	B	旧耐震基準の消防団器具置場を更新計画に基づき建替え、地域防災力の更なる充実を図った。	検討見直し
307	消防局	警防課	火災・救助活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防車両の維持管理を行う。</li> <li>消防、救助用資機材の整備及び維持管理を行う。</li> </ul>	B	消防車両等の法定点検や消防・救助資機材の保守管理等は、年間の計画予定表を作成し、適切に点検を実施できている。	検討見直し
308	消防局	警防課	消防水利整備事業	<p>耐震性貯水槽を地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、整備した。</p> <p>消火栓の新設工事及び維持管理を行った。</p>	B	消火栓及び耐震性貯水槽を新設し消防水利の強化に努めた。	検討見直し
309	消防局	警防課	消防団員事業	消防団員の報酬、活動手当、退職報償金の支払い及び公務災害の補償を実施する。	B	消防団員の入団促進を図るため、入団ポスターの掲示及びリーフレットの配布等を行った。	検討見直し
310	消防局	警防課	非常備消防車両等整備事業	計画的に非常備消防車両等を更新していく。	B	2人乗りの小型動力ポンプ搬送車を4人乗りの小型動力ポンプ付軽消防自動車に更新するなど、消防団における地域防災力の充実強化を図っている。	検討見直し
311	消防局	救急課	救急活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格救急自動車及び高度救命用資機材等の維持管理を行う。</li> <li>救急隊員の質向上のため、医師による指示・事後検証を充実させる。</li> <li>適切な救急搬送を行うため、市民に対する救急車の適正利用の啓発を行う。</li> <li>受入れ先医療機関確保のため、医療機関との連携を図る。</li> </ul>	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、救急需要は増加しているが、関係医療機関との連携により対応していることから事業内容は概ね適切であると考えられる。しかし、事業費については、削減可能なコストの見直しに努めているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応の影響を受け、コストが上昇した。	検討見直し
312	消防局	救急課	救急救命士養成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の新規養成及び各種認定資格の取得</li> <li>救急救命士の病院実習等再教育の実施</li> <li>学術研修会等の講習会への参加</li> </ul>	B	救急救命士の配置率について、令和3年度目標を達成すれば配置率は93.8%となる。引き続き救急隊1隊当たり2人の救急救命士を配置する体制の充実に向けて取り組む。	検討見直し
313	消防局	救急課	応急手当普及啓発事業	<p>市民及び、市内在勤、在学の方を対象とした各種応急手当普及講習を開催する。</p> <p>市立小中学校、一部のコンビニエンスストアに設置した24時間使用可能なAEDを含む公共施設等に設置したAEDの維持管理を行う。</p>	B	成果指標のうち市民による救命に係る応急手当実施率は、心肺停止の発生状況により左右されるため、活動結果が直ちに成果として反映されるわけではないが、市民による応急手当実施率を向上させていくために、引き続き応急手当普及講習会の開催やAEDの整備に取り組む。	検討見直し
314	消防局	指令課	通信指令事業	消防緊急情報システムを効率的に運用するとともに維持管理を行った。	B	<p>令和2年度は目標値を達成したが、今後も継続的に消防緊急情報システムの維持管理や目標物等のデータ更新を行う必要がある。</p> <p>また、携帯電話からの通報が増加しており、災害現場を特定するのに時間を要することがある。</p>	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
315	教育総務部	教育総務課	入学準備金貸付事業	生徒一人につき次の額を限度として貸し付ける。 高等学校・専修学校（高等学校）・高等専門学校等 50万円以内、専修学校（専門課程）・短期大学・ 大学等80万円以内	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人への催告を継続して実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、臨宅催告の実施は見送った。</li> <li>・特別な事情により期限内納付が困難な方には、分割納付等の措置を行った。</li> <li>・市内中学3年生の全保護者へ案内書類を配布し、学校と連携のうえ、制度の周知に努めた。</li> <li>・貸付、償還の双方の活動及び成果を示す指標を追加した。</li> </ul>	検討見直し
316	教育総務部	教育総務課	教育委員会運営事業	教育委員会としての説明責任を果たし、市民の教育行政に対する理解と協力を得るため、原則公開で教育委員会会議を開催するとともに、教育行政推進において必要な交際費や各教育委員会連合会負担金を支出する。	B	成果指標の一つとして挙げている傍聴者数において、大幅な減少が見られた。傍聴者数は審議・協議内容により変動するものの、会議の広報や実施方法などに改革・改善の取組が必要であると考えたため。	検討見直し
317	教育総務部	教育総務課	幼稚園振興事業	私立幼稚園及び認定こども園に対し、教材・教具・図書・環境整備等に要する経費の一部を補助する。 私立幼稚園協会に対し、幼稚園及び認定こども園の教職員が参加する研修会・研究会に要する費用の一部を補助する。	B	本市に公立幼稚園がないことから、幼稚園教育の振興については私立幼稚園及び認定こども園に依存している状況であり補助は必要であると考え、補助対象事業の精査や交付手続きにおいて事務を整理する必要がある。	検討見直し
318	教育総務部	生涯学習課	文化財施設管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両中村家住宅の日常管理を行い、適切な管理に努めた。</li> <li>・両中村家住宅及び旧荻島公民館の法定検査や修繕等を実施し、適切な管理に努めた。</li> <li>・「大間野町旧中村家住宅・旧東方村中村家住宅における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を策定し、飛沫防止対策や施設の換気・消毒の徹底など、安全な施設運営に努めた。</li> <li>・両中村家住宅において、市民団体との協働により、伝統文化を体験する事業を実施したほか、小中学校の社会科見学の受け入れを行った。</li> </ul>	B	<p>両中村家住宅の日常管理や修繕等を行い、文化財建造物の保護と継承を図ることができた。また、両中村家住宅において、伝統文化体験講座の実施や小中学校の社会科見学の受け入れを行い、地域の歴史や文化に対する市民理解を深める機会を提供することができた。</p> <p>一方、両中村家住宅の入館者数・小中学校の利用数の減少や、施設の老朽化などの課題がある。</p>	検討見直し
319	教育総務部	生涯学習課	文化財資料等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の一部をデジタル化し、市ホームページで公開した。</li> <li>・資料目録の一部を市ホームページで公開した。</li> <li>・写真資料の整理を行った。</li> <li>・資料を長期保存するための防虫処理や脱酸性化処理等を行った。</li> <li>・資料の公開及び貸し出しを行った。公開及び貸し出しにあたっては、資料の内容や劣化状況の確認を行い、公開の可否を判断した。</li> </ul>	B	<p>資料の保存処理や整理、デジタル化を進め、歴史資料の保護と継承を図ることができた。また、歴史資料を市民に公開し、地域の歴史や文化に対する市民理解を深める機会を提供することができた。</p> <p>一方、資料公開の場が限られていることが課題である。</p>	検討見直し
320	教育総務部	生涯学習課	日本文化伝承の館運営事業	指定管理者制度の適正な運用を図り、効率的・効果的な経営によるサービスの向上に努める。また、快適な施設環境を確保するため、施設の修繕・改修等を行う。	B	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設の利用自粛等から利用者数が減少するとともに多くの事業が中止となり、伝統文化振興の拠点施設という目的を達成できなかった部分もあるものの、一方で、施設の貸館にあたり、施設ガイドライン等の策定、入口への消毒液設置等の感染防止対策を講じ、利用者が安全・安心に施設を利用できるよう、快適な施設環境の確保に努めることができた。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
321	教育総務部	生涯学習課	伝統芸術文化振興事業	こしがや薪能、こしがや能楽の会、越谷市郷土芸能祭、市民能楽養成事業、郷土芸能体験教室を開催し、特色ある地域文化の振興と普及に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民能楽養成事業は開催半ばで中止、また、こしがや薪能、こしがや能楽の会、越谷市郷土芸能祭、郷土芸能体験教室についても開催中止となった。	B	新型コロナウイルス感染症の影響により市民能楽養成事業が開催半ばで中止、また、こしがや薪能、こしがや能楽の会、越谷市郷土芸能祭、郷土芸能体験教室については開催中止となり、伝統文化の鑑賞・体験等の機会を十分に提供することができなかった。	検討 見直し
322	教育総務部	生涯学習課	文化総合誌「川のあるまち」発行事業	市民が応募した作品を教育委員会が委嘱した選考委員に選考いただき、編集の上、文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」を発行した。 （募集部門：随筆、レポート、小説、評論、詩、短歌、俳句、川柳、ジュニア・学生、写真、絵画、特集）	B	令和2年度はコロナ禍による影響を受け多くの芸術文化活動が自粛に追い込まれる中、本事業は一人ひとりが自宅にて行うことのできる文芸創作活動の発表の機会を提供するという事業目的を達成し、作品応募者数という活動結果としては前年に比べ減少したものの、販売部数という成果においては目標を大幅に超える実績を出し、事業の活動量に見合った十分な成果を出すことができた。	検討 見直し
323	教育総務部	生涯学習課	生涯学習推進事業	いつでも・どこでも・だれでも主体的に学習できるよう、生涯学習メニュー「TRY」や生涯学習クラブ・サークル・団体ガイドを発行して学習情報の提供に努めた。市民組織と共催して実施予定としていた参加体験型事業である生涯学習フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	B	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため生涯学習フェスティバルを中止とした。中止に際しては代替事業を予定し、開催当日に向けた準備や年間5回開催した会議（うち1回は書面協議）に市民団体が意欲的に参加した。結果として、代替事業も中止としたが、コロナ禍における生涯学習事業の在り方や開催方法等を議論するなど、市民が主体となって生涯学習活動に参加する環境をつくり、学んだ成果を地域社会に活かす生涯学習社会の推進を図ることができた。	検討 見直し
324	教育総務部	生涯学習課	文化財普及事業	・文化財に係る展示や講座を実施したほか、市ホームページを活用した文化財に係る情報発信などを行い、文化財の保護と歴史や文化に対する市民理解を深める機会の充実に努めた。 ・市内に所在する指定文化財の修理等に係る経費の一部を補助するなど、文化財所有者の支援を行い、文化財の保護を図った。	B	文化財に係る展示や講座を実施し、参加者のうちアンケートに回答した全員が「参加してよかった」「また参加したい」と回答した。また、接触を伴わない文化財活用事業として、市ホームページを活用した文化財に係る情報発信を行い、地域の歴史や文化に対する市民理解を深める機会を提供することができた。このほか、指定文化財の管理事業に対し補助金を交付し、文化財の保護と継承を図ることができた。一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化財活用事業の一部をやむを得ず中止としたことから、接触を伴わない事業の充実等の課題がある。	検討 見直し
325	教育総務部	生涯学習課	展覧会開催事業	【県展】当該年度の埼玉県美術展覧会に入選等した方に当該作品の展覧会への作品提供を依頼し、優れた作品を展示する。 【市展】15歳以上（中学生を除く）の市内在住、在勤、在学の方を対象に、日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門の作品を募集し、審査後、入選した作品等を展示する。 なお、県展、市展ともに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	B	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により県展、市展ともに中止となったため、市民の芸術文化活動の成果発表及び鑑賞の機会を十分に提供することができなかった。	検討 見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
326	教育総務部	生涯学習課	文化財調査事業	<p>【埋蔵文化財】埋蔵文化財包蔵地を開発事業者へ情報提供（開発事業照会）するとともに、必要に応じて試掘調査・発掘調査を実施する。発掘調査を実施済みの調査区における出土品の整理作業。</p> <p>【指定文化財・未指定文化財】地域に残る歴史や文化を後世に継承するよう、市内に所在する文化財を計画的に調査してその詳細を把握する。</p>	B	計画的に発掘調査が実施され、区画整理事業で消滅する大道遺跡の保護を図ることができた。一方、出土品の整理作業が発掘調査の進捗に比べると進んでおらず、大道遺跡の成果の公表が遅れている。	検討見直し
327	教育総務部	生涯学習課	各種学級・講座開催事業	市民のライフステージやライフスタイルに応じて、主体的に学習活動ができるよう、各種学級・講座を開催した。	B	生涯学習の拠点施設である公民館を中心に、ライフステージ・ライフスタイルに対応した各種学級・講座を開催し、多くの市民が参加した。また、生涯学習審議会において各種事業の協議をおこなうなど、一層充実した事業が展開できるよう取り組んでいる。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため多くの事業を中止としたが、講座の代わりに作成資料を配付するなどの取り組みを行い、学習機会の確保に努めた。	検討見直し
328	教育総務部	生涯学習課	成人式開催事業	記念品の贈呈とともに記念写真の撮影場所の提供を行った。	B	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、式典を行わない形で新成人をお祝いする形に変更して実施した。</p> <p>会場を分散させるとともに記念品を贈呈する期間を長く設定することにより、同じ時間帯に、同じ場所に新成人が集まらないよう工夫した。また、思い出に残るような場として施設の無料開放を行い、多くの新成人が記念写真の撮影のため市内施設を利用した。なお、式典を行わない形での実施を決定する過程では、地区代表者会議により市内13地区の代表者からの意見を取り入れ、さらに新成人にアンケートを実施して意見を取り入れた。</p>	検討見直し
329	教育総務部	生涯学習課	コミュニティセンター管理事業	指定管理者制度の適正な運用を図り、効率的・効果的な経営によるサービス向上に努めるとともに、様々な分野における優れた芸術文化に接する機会を提供する。また、快適な施設環境を確保するため、施設の修繕・改修等を行う。	B	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設の利用自粛等から利用者数が減少するとともに多くの事業が中止となり、優れた芸術文化に接する機会を提供し、市民にとって明るく豊かな社会の形成と文化生活的向上を図るという目的を達成できなかった部分もあるものの、一方で、施設の貸館にあたり、施設ガイドライン等の策定、入口への消毒液設置等の感染防止対策を講じ、利用者が安全・安心に施設を利用できるよう、快適な施設環境の確保に努めることができた。	検討見直し
330	教育総務部	生涯学習課	南部図書室管理事業	南部図書室の安全な施設運営を行うため、防犯カメラを借り上げる。	B	平成26年9月に現在の場所に移設したことを機に利用者が増加したが、近年は利用者の来室状況は落ち着いている。令和2年3月頃から新型コロナウイルス感染症の影響と思われる利用自粛や令和2年度の休室と利用制限に伴い、利用者が大きく減少する結果となった。図書室運営については市立図書館、施設管理については指定管理者と引き続き連携・協議を行い、幼児・学生から高齢者まで幅広い年代が利用している施設でもあることから、防犯カメラの設置等を含め、安心・安全に利用できる適切な環境づくりを整えることが出来たと考える。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
331	教育総務部	科学技術体験センター 生涯学習課	科学技術体験センター施設改修費	空調機室外回路のブレーカーが漏電発生時に適正に動作せず回路を遮断しないものが複数個あり、早急に漏電遮断器を更新する必要があるため動力制御盤の改修工事を行った。	B	電気主任技術者の定期点検時に指摘のあった、動力制御盤の改修工事をする事で、漏電時正常にブレーカーが遮断し、施設管理上の安全性が高まった。	検討見直し
332	教育総務部	科学技術体験センター 生涯学習課	科学技術体験センター管理運営費	市内小学校3年生5年生の全児童を対象に、センターの職員（指導主事・科学教育指導員）を小学校に派遣し、学校では実施することが難しい科学実験工作の授業を実施するなど他の科学館では実施していない特色ある事業を実施した。また、他の科学館や企業と連携し、企画展を開催した。特に「サイエンティスト宮沢賢治」展では、文学と科学を結びつけるユニークな企画展となり、市民をはじめ多くの来館者を集めた。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体験装置が使用できないなかで、企画展の開催や、「新しい生活様式」を取り入れた科学講座等の実施を行うなど今後も柔軟に対応する必要がある。	検討見直し
333	教育総務部	スポーツ振興課	総合体育館施設改修事業	令和2年度 実績なし	B	施設の経年に伴い修繕の課題となるものが多いが、緊急性の高い箇所から計画的に改修し安全で安心して利用できるよう行う必要がある。	検討見直し
334	教育総務部	スポーツ振興課	スポーツ・レクリエーション団体支援事業	越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会への補助金交付。	B	各団体とも、様々な主催事業に取り組んでいるが、自主財源の確保および各団体に適した自主運営に向けての支援等について検討の必要がある。	検討見直し
335	教育総務部	スポーツ振興課	市立体育館施設改修事業	施設の修繕及び改修工事を実施する。	B	施設利用上必要な修繕、改修を行い、利用可能な環境を継続している。	検討見直し
336	教育総務部	スポーツ振興課	市立体育館管理運営事業	私人委託により地域体育館の鍵の開閉業務を行う。	B	夜間の施設管理については私人委託により経済的に実施されている。	検討見直し
337	教育総務部	スポーツ振興課	市民体育祭事業	・1部大会：体育協会、レクリエーション協会加盟団体による大会 ・2部大会：市内13地区の地区体育祭 ・3部大会：中央大会及び種目別大会  ※R2年度は中止	B	市民体育祭の実施にあたっては、主催6団体（体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会）が毎年、競技種目や競技方法、運営方法について協議検討を重ねている。引き続き、参加者数が増加へ向かうような大会となるよう取組みが必要である。	検討見直し
338	教育総務部	スポーツ振興課	江戸川運動公園管理事業	管理・運営に伴う負担金を支払う。	B	河川敷グラウンドということもあり施設整備には制限がある。平日の稼働向上の余地はあるが、野球場としての施設の性格上、多数の利用者が平日に集まり競技をすることを想定した場合、更なる向上は見込みづらい。通年利用ができることから冬場の利用者の増に課題の余地がある。	検討見直し
339	教育総務部	スポーツ振興課	スポーツ教室等開催事業	生涯スポーツとして各種スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加できるよう事業を展開する。 ・生涯スポーツ講座の開催 ・健康体操教室の開催 ・各種スポーツ教室の開催	B	参加者の方に聞き取りを行い、各種事業への参加が生活にどのように位置づいているか、影響を与えているか等の情報を活かすことが必要。他との連携を念頭に置き、諸施策を着実に進めていくことが肝要。	検討見直し
340	教育総務部	スポーツ振興課	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	聖火リレーイベント用キャップおよびシャツの購入。	B	東京オリンピックが目前に迫り、事前キャンプ、聖火リレーへの準備を着実に進めているが、引き続き大会本番に向け、気運醸成を必要がある。	終了 (R3年度)



事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
341	教育総務部	スポーツ振興課	(仮称)越谷市立地域スポーツセンター整備事業	事業者募集に向け必要な、募集要項、要求水準書の作成を進めた。	B	民間活力を導入した官民連携事業により公共の体育館を整備するため事業者募集に必要な業務を進めた。	検討見直し
342	教育総務部	振興課	スポーツ市立体育施設管理事業	施設の維持、利用者提供に係る必要な点検業務等を実施する。	B	適切な保守点検、日常点検が継続されている。	検討見直し
343	教育総務部	振興課	スポーツ推進委員運営事業	主催事業は令和2年度はがやがやウォークのみ。その他、教室・講座等で指導も行っている。	B	資質向上に向けた、各種の取組みが地道に行われている。障がい者スポーツに対する指導者の充実が課題。	検討見直し
344	教育総務部	スポーツ振興課	スポーツ・レクリエーション推進事業	・スポーツ講演会、体力テスト、なわとび大会など（R2年度はがやがやウォーク以外全て中止）。 ・各種大会の参加者への傷害等見舞金の支給等にかかる業務 ・プロスポーツ観戦機会の充実	B	幅広い年齢を対象とした事業を実施しており、保健・医療部門とも連携してニーズにあった事業を心がける。また、多様化したスポーツ・レクリエーション活動の全てのニーズに対応することは非常に困難なことから、体育協会やレクリエーション協会等と連携し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大、各団体の事業運営の改善に努める必要がある。	検討見直し
345	教育総務部	スポーツ振興課	屋外体育施設管理運営事業	指定管理者制度を活用し市民球場、総合公園多目的運動場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場、しらこぼと運動公園第2競技場、しらこぼと運動公園庭球場、しらこぼと運動公園野球場、しらこぼと運動公園ソフトボール場 緑の森公園弓道場、その他屋外体育施設の運営管理を行う。	B	老朽化が進む施設にも対応し、利用者に安全に利用していただける施設環境を維持している。	検討見直し
346	教育総務部	スポーツ振興課	越谷市民プール管理運営事業	指定管理者提供に基づき、管理・運営委託料を支払う。	B	健康増進、体力向上をテーマに利用者のが安全に安心して利用できる施設づくりに努めるほか、継続的な業務改善を推進していく必要がある。また、指定管理者により、適正な管理を行っているが、施設、設備については計画的な修繕が必要である。	検討見直し
347	教育総務部	スポーツ振興課	総合体育館管理運営事業	指定管理者提供に基づき、管理・運営委託料を支払う。	B	自主事業については子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるスポーツをテーマとしてビーチボールやバドミントン、卓球、エアロビクス教室やタイ式ヨガのルーシーダットン教室を実施しているが、コロナ感染防止のため多くの教室等が中止された。感染防止に配慮しつつ、今後も利用者の要望やニーズに対応したスポーツ事業を展開していく。	検討見直し
348	教育総務部	振興課	備品整備事業	令和2年度実績なし	B	老朽化していく備品について職員が配置されているため適切に対応ができる。	検討見直し
349	教育総務部	図書館	図書購入事業	利用者の要求を把握し、書評等を参考にして、資料選定を毎週行う。	B	破損や蔵書価値の低下から除籍を行っているが、購入冊数が上回ることで、蔵書の冊数は増加している。一方で、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館の影響や不要不急の外出を控えることが求められていることから、資料の貸出数が大幅に減少することとなった。	検討見直し
350	教育総務部	図書館	図書館施設管理事業	日常的に館内や敷地内の巡回を行い、委託をしている設備保守管理者や庭園管理技術者、清掃業者と連携を取り、市民や職員にとっての快適な環境づくりを行う。また、エレベーター保守や電気主任技術などの専門的な技術を要するものは業者へ委託する。	B	令和2年度から委託内容を再検討し、職員で対応できる業務については、委託内容の削減を行った。また、清掃及び施設・設備等保守管理委託を長期継続契約とし経費の削減を図った。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
351	教育総務部	図書館	備品等整備事業	視聴覚機器の維持管理、団体へ映写機・16ミリフィルム・DVD等の貸出等を行うとともに、上映権付のDVDソフトを購入し、毎月映画会を開催し、隔月で子ども映画会を開催する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、映画会の実施は無し。 また、障がい者サービスをより一層推進するため、デジター録音図書(CD)作製に係る消耗品や、周辺機器の充実を図る。	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は映画会の実施ができず、また、デジター録音図書(CD)等の貸出も減少しているが、事業目的を達成するため継続してこの事業を実施する意義があると考えます。	検討見直し
352	教育総務部	図書館	蔵書等整備事業	蔵書として永く保存して提供すべき図書館資料に対し、有用な整理・保存対策を行い、利用のための整理を図る。また、市民からの要望に迅速に応えるために、出版物の書誌情報を取り入れ利用する。図書館システムの運用・保守については専門業者に委託し、効率的効果的な資料提供・情報提供を行う。	B	蔵書など整備事業は、図書館資料を効率的効果的に管理・運用することにより、市民の利便性の向上に努め、より一層の図書館利用の促進を図るものである。本館を中心に移動図書館と3つの図書室の連携により、市民が市内のどこに居住していても均質の図書館サービスが享受できるよう、一元化した取り組みにより、機能強化を図っている。	検討見直し
353	教育総務部	図書館	雑誌等購入事業	計画的な雑誌等の購入を行う。また、自主財源の確保と企業等の情報発信や社会貢献に寄与する「雑誌スポンサー制度」を実施し、運用する。	B	雑誌単価の値上げの影響により、購入タイトル数が減少となった。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館となったり、不要不急の外出を控えることが求められていることから、資料の貸出数は減少となった。	検討見直し
354	教育総務部	図書館	図書館施設改修事業	AC-2-2及びAC-3系統エアハンドリングユニット改修工事、読書室扉修繕、防排煙垂れ壁等修繕、非常用照明電池交換等修繕、事務室天井雨漏り応急修繕等を行う。	B	昭和58年度の開館であり老朽化しているため、施設の改修にあたっては、優先順位に基づき計画的に対応している。 また、実施にあたっては、休館日に設定するなど、市民サービスの低下を回避しつつ、最小のコストで最大の効果という視点で取り組んでいる。	検討見直し
355	学校教育部	学校管理課	小中学校仮設教室借上事業	仮設教室の賃貸借（リース契約）	B	児童・生徒数推計に基づき計画的に整備を行っているが、施設の老朽化対策が必要である。	検討見直し
356	学校教育部	学校管理課	小中学校学校活動運営事業（教材・教具等購入費除く）	市内小中学校45校の各種学校活動を支援し、円滑な学校運営に資すべく、必要な予算を各校へ配分し、更に共通経費について一括管理を行った。	B	学校配分予算については、予算執行状況を的確に把握するため、全ての支出伝票を確認するなど予算の適切な執行に取り組んでいる。	検討見直し
357	学校教育部	学校管理課	小中学校施設改修事業	修繕及び工事による改修。	B	施設の老朽化に対し事後的な対処となっている。	検討見直し
358	学校教育部	学校管理課	小中学校施設空調設備設置事業	PF1事業により、小中学校の普通教室へエアコンの設置、及び老朽化した既設エアコンの更新を行う。	B	施設の改修等でエアコンの移設が必要となった場合、施工費が割高になるケースがある。	検討見直し
359	学校教育部	学校管理課	小中学校施設管理事業	保守点検（電気主任技術者、エレベーター、機械警備、浄化槽等）及び清掃業務（貯水槽等）を行った。	B	施設の日常点検・定期点検については、長期継続契約制度を活用するなど、コストの縮減に努めた。また、管理を円滑にするためのシステム等については、引き続き検討していきたい。	検討見直し
360	学校教育部	学校管理課	小中学校備品等整備事業（教材・教具等購入費含む）	令和元年度に行った各校からの要望を踏まえ予算措置を行い、教育内容や学校環境に即した備品の購入及び更新を行った。	B	学校備品については、財務会計システムと連動し、すでにデータ化による管理を行っている。また、財政状況が厳しい中、既存の備品の学校間でのリサイクルを実施することと併せて、コスト削減を図り、且つ備品の延命を推進する。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
361	学校教育部	学校管理課	小中学校図書整備事業	学校図書の充実を図るため、小中学校全校（45校）に予算を配分し、図書の整備を行うとともに学校図書館運営ボランティアや学校司書（学校図書館支援員）を各校に配置し、学校図書館の更なる充実を図る。	B	学校図書館図書基準に対する蔵書率を各校100%目指す。 司書教諭・学校司書及び図書運営ボランティアと連携を図り、図書館の利用促進を図るとともに図書の整備を行う。	検討見直し
362	学校教育部	学校管理課	小中学校理科教育等備品整備事業	毎年、小学校6校、中学校3校の整備を行い、5年間で全校（45校）へ計画的に整備する。	B	活動結果及び成果において目標値を達成できなかった。	検討見直し
363	学校教育部	学務課	小中学校就学援助事業	学齢児童生徒の保護者に対し、各学校を通して申請書が入った制度概要のリーフレットを配布。希望者に申請書を提出してもらい、審査判定を行う。認定者に対して、学用品費、通学用品費、新入学準備費、修学旅行費、学校給食費、医療費等を支給する。	B	学校を通じて全児童生徒の保護者へリーフレットを配布し、制度の周知を図ることができた。また、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施することにより、必要な時期に必要な援助を行うことができた。	検討見直し
364	学校教育部	学務課	児童生徒健康管理事業	学校医等により検診を行う。委託業者により心臓検診、尿検査を行う。	B	関係団体や各学校と連携し、効率的に実施することができた。	検討見直し
365	学校教育部	学務課	校医及び学校薬剤師運営事業	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置。	A	三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と協議を重ね、学校医等の配置を行っている。	現状維持
366	学校教育部	学務課	健康教育推進事業	健康教育研修会及び学校保健会の組織の活用、日本スポーツ振興センターへの加入と掛金の負担。	B	加入同意を取ることで、長期欠席やフリースクール登校者を除く、公立学校の児童生徒加入者数は100%となっている。	検討見直し
367	学校教育部	学務課	教職員健康管理事業	定期健康診断、胃検診、肺がん検診、ストレスチェックを実施し、産業医及び健康管理医の適正な配置を行う。	B	健康診断結果を分析し、産業医と情報共有し、指導助言をいただいている。メンタルヘルスにおいてもストレスチェックや面接指導など体制を整えている。	検討見直し
368	学校教育部	学務課	特別支援教育支援員等配置事業	特別支援教育支援員、臨時教職員及びスクール・サポートスタッフの配置及び日本語指導員の派遣を行う。	B	特別支援教育支援員やスクール・サポート・スタッフ、日本語指導員の活動は適切に実行され、学校からも高く評価されている。一方で、対象となる児童生徒は増加傾向にあり、各学校からの特別支援教育支援員の配置要望に応えるため予算の拡充を図っている。	検討見直し
369	学校教育部	学務課	教育情報化推進事業	業務委託により学事システム（学齢簿・就学援助）の安定稼働を確保。	B	平成27年度に統合した学事システムが安定稼働し、事務の効率化が図られている。	検討見直し
370	学校教育部	指導課	小中学校教師用指導書等整備事業	小学校教科書の採択替えに伴い、新版教科書の使用開始年度となったため、全ての学級に教師用指導書や教材を整備した。また、中学校の教員増に対応するため、必要な教科において、教師用指導書等を整備した。	A	年度ごとの学級数の増減を確認し、学級減となった学校から学級増となった学校へ指導書を充当数などし、経費削減の工夫をしている。新版教科書を使用した指導計画等の作成や、新版教科書を使用した授業が遺憾なく実施できるよう、年度当初速やかに指導書等を整備した。	現状維持
371	学校教育部	指導課	副読本等整備事業	体育実技準教科書を児童生徒に配布する。小学校社会科副読本「わたしたちの越谷」を編集委員会にて作成し、市内児童に無償配付し、授業において活用する。	A	社会科副読本「私たちの越谷」と越谷案内図を活用することにより、身近な地域としての越谷市及び埼玉県に対する理解の深まりや郷土を愛する心が育っている。また「環境教育資料しらこぼと」を社会科副読本に合冊することで、児童が主体的に学習することができ、何をすべきかを具体的に考え、行動する実践的な態度を育てることができた。	現状維持

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
372	学校教育部	指導課	学校図書館運営活性化事業	越谷市教育委員会において司書（司書補）の有資格者を雇用し、小中学校に学校司書として配置する。	A	平成30年度、学校司書は15名体制で複数年勤務配置を行った。読み聞かせや読書活動が一層活性化し、市内各小中学校の学校図書館において貸し出された書籍ののべ冊数は62万冊を超えた。また、児童の図書貸出しに関して校務支援システムとの関連が図られ、図書館整理や蔵書点検等を効率的に行うことができたようになった。	現状維持
373	学校教育部	指導課	日本伝統文化推進事業	必要な学校に対し、日本伝統文化の各指導項目に関して専門的な実技指導力を備えた者を派遣する。また、成果発表の場として日本文化伝承の集いを開催すると共に、伝統芸術に触れる機会を設けるため、こども能楽劇場を開催する。	B	本事業により、指導者の派遣を受けた各小中学校のクラブ及び部活動が、越谷市小中学校日本文化伝承の集いに参加しており、大きな成果をあげているといえる。今後は、参加児童生徒数、保護者数に伴った運営面の工夫が必要である。	検討見直し
374	学校教育部	指導課	外国語指導事業	国際交流等を進めるうえで、有効なツールとなる英語教育を推進し、業務委託（派遣）により語学指導助手（ALT）を学校に配置する。市内小中学校に32名のALTを配置し、英語の授業（小学校外国語活動）等の指導に従事する。小学校と中学校の英語教育の連携を推進し、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図る。	A	委託業者に対して、具体的な研修内容とALTの資質の項目を仕様書にて明確化するとともに、教育現場でのトラブルを回避するため、委託業者との連携をより一層図っていく。	現状維持
375	学校教育部	指導課	研究委嘱校等支援事業	本市に共通する教育課題及び各校の特色を生かした教育に対する研究を奨励し、推進のための助成を行う。	A	本市の課題である児童生徒の「学力向上」「学校生活充実感の高揚」「自己肯定感の高揚」のために、小中一貫教育の研究指定・研究委嘱を行ってきたが、研究成果として「小中一貫7つの取組」が共通認識として広まり、結果として教職員の資質向上を図ることができている。	現状維持
376	学校教育部	指導課	部活動競技会派遣事業	市を代表して関東・全国大会等の上位大会に出場する学校に対し、交通費及び宿泊費の一部を助成する。	A	本事業は、部活動の奨励的な意味合いが強く、高い予算執行率は部活動が活性化していることを示すといえる。	現状維持
377	学校教育部	指導課	環境教育推進事業	各小学校のピオトープや学校周辺の自然環境を活用した環境教育を推進するための指標生物調査プログラムの作成を委託するとともに、作成されたプログラムを活用して体験学習を推進するために学校ピオトープの状況を診断し、適切な環境とするための整備作業計画を委託する。	A	生物多様性子ども調査については、学習支援に関する業者委託、テキスト配布数、調査実施時期の分散化が課題である。ピオトープ整備事業については学校施設整備・管理の性格が強い事業であるため、今後も継続して事業を行う必要がある。	現状維持
378	学校教育部	指導課	学校農園事業	社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間、学校行事等に学校農園事業を位置づけ、種まき、田植えから収穫までの農業体験の場を提供する。	A	児童生徒が農業体験をすることは大変重要なことであり、本事業は各校の体験活動を通じた心の育成を支える元盤となっている。より効果的な体験活動にするためには、各実施校の取組について情報の共有化を一層進めたい。	現状維持
379	学校教育部	指導課	学校応援団推進事業	学校応援団づくりの推進のために学校応援団づくり推進委員会を開催し、学校の学校応援団担当者と学校応援団コーディネーターが一堂に会して情報交換、実践発表、講演会等を行う。	A	人材確保の状況及び各学校の学校応援団に期待するもの等が異なるため、現在、各学校の学校応援団組織は多様である。そこで、学校応援団づくり推進委員会を開催することでコーディネーター交流会、実践発表会を開催し、各学校の実践等の情報交換をしている。加えて指導者を要請し、県内の小中学校の学校応援団活動の実践事例を情報提供いただくことで、ノウハウを共有し、各学校の学校応援団活動の充実を図る。	現状維持

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
380	学校教育部	指導課	学校教育推進事業	①小中学生の多様な学習を支援する学習環境や活動環境を整える。 ②部活動外部指導者や日本伝統文化に関する外部指導者を派遣する。 ③道徳教育振興事業を委託する。 ④ネットパトロール事業を委託し、ネットを介在したいじめ等の未然防止及び早期発見、解消を図る。 ⑤いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策委員会の設置	A	本事業を通じて多様な教育活動を支援するとともに、ネットトラブル対策を始めとするきめ細かな生徒指導体制づくりに取り組み、各小中学校における特色ある教育活動の一層の推進を図った。成果指標に基づく事業成果の検証を不断に繰り返す中で、事業の改善を進めていく。	現状維持
381	学校教育部	給食課	備品整備事業	計画的に調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の買い替えを実施する。	B	大型備品は保守点検結果に基づく修繕、その他の備品は日頃のこまめな手入れと修理を実施している。 大型の調理用機器、牛乳保冷庫、配膳台の更新・整備については、計画的な実施に努めている。	検討見直し
382	学校教育部	給食課	学校給食栄養管理事業	地域の特色を生かした郷土料理や地場農産物を取り入れた献立を作成するとともに、衛生的で安全に配慮した調理業務を効率的に実施する。	B	学校給食法で定める学校給食目標を実践するため、食に関する適切な判断力を培い、伝統的な食文化の理解や食を通じた生命・自然を尊重する精神を養うとともに、学校給食衛生管理基準に基づき食中毒防止に努め、衛生管理を徹底させることが規定されている。	検討見直し
383	学校教育部	給食課	衛生管理事業	「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」や「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」に基づき、施設設備・食材の点検や給食従事者の細菌検査等を実施する。	B	「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」や「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」など「食」に関する安全確保は国の施策として整備されるものである。	検討見直し
384	学校教育部	給食課	給食センター施設管理事業	調理機器などの厨房設備やボイラーなどの点検・清掃委託、性能検査委託などを行う。	B	施設設備の清掃、保守管理、検査等の委託により、経費の節減及び施設設備の機能維持に努めている。 現行施設設備の長寿命化を図る中で、当市の給食業務の経緯や実態を見ながら、施設の建替時に合わせて、総合的見地から適切な手法を探っていく。	検討見直し
385	学校教育部	給食課	給食センター施設改修事業	学校給食センターの施設設備の計画的な改修・修繕を実施する。	B	計画的な施設設備の改修・修繕に努めるとともに、保守点検結果に基づく修繕、突発的に発生した修繕も実施し、施設設備の機能維持に努めている。 施設管理事業とも連携し、適切な施設設備の機能維持・改修に努めていく。	検討見直し
386	学校教育部	給食課	給食調理員配置事業	会計年度任用職員を登録制とし、面接試験等を経て効率的に採用する。（総務部人事課にて全庁的に対応）	B	地方公務員法の関係から短期雇用となっているのが現状である。	検討見直し
387	学校教育部	教育センター	校内系ネットワーク運用事業	・授業で活用できる端末、大型提示装置等 ICT 機器の整備運用 ・ICT 活用に関する研修会の実施 ・児童生徒、教職員等を対象とした情報モラル教育の実施	B	小中学校の校内系ネットワーク関連機器の計画的な整備を行うとともに、ICT を活用した授業を活性化するために、出前研修を含む校内研修会の充実を図ってきた。	検討見直し
388	学校教育部	教育センター	教職員資質向上事業	・年間を通じた研修の実施 ・学校訪問による学校運営等に対する指導助言 ・大学と連携した指導法改善研究 ・自主研究団体への補助金交付による研究奨励	B	学力向上につながる研修を核としつつ、その時々の課題、学校現場のニーズ、不易と流行を踏まえ、教職員として必要な様々な資質・指導力の向上を目指し、研修内容等の検証により研修の改善及び充実を図ってきた。	検討見直し

事業番号	部名	課名	事業名	手段（内容）	総合評価	総合評価の説明	改革改善
389	学校教育部	教育センター	特別支援教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市障害児就学支援委員会条例に基づき適切な就学支援を行う。</li> <li>・各小・中学校において適切な教育的支援を行うため、専門家による発達支援訪問を各校年間2回実施する。</li> <li>※コロナ禍の為、年間1回の実施にとどまった。</li> </ul>	B	本市においては、高まる発達障がい等へのニーズに対応するべく、一人ひとりの子供のニーズにあった学びの場に対する丁寧な相談活動と専門性の高い委員による判断が行われてきた。その上で保護者の思いと判断のずれにより一致率が100パーセントにならない状況がある。そのような状況も含め、現実の小中学校の学びの場で教職員が対応に苦慮するケースも多い。	検討 見直し
390	学校教育部	教育センター	教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センターにおける来所相談、電話相談等の実施。</li> <li>・適応指導教室「おあしす」における不登校児童生徒の支援。</li> </ul>	B	教育センター来所相談の充実はもとより、学校配置の学校相談員をはじめ、指導主事による学校訪問等、総合的な教育相談体制の構築は、児童生徒や保護者にとって、そして、学校教職員にとっても需要があり意義があることである。身近な相談相手の存在と、そこでの困難な思いの解消につながった経験が、児童生徒にとって深刻な悩みが生じた際にも、他人に相談しようとする態度の育成につながると考えられる。今後もこの事業を継続する。	検討 見直し
391	学校教育部	教育センター	学校系ネットワーク運用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ機器及びソフトウェアの賃貸借による整備とその運用。</li> <li>・情報セキュリティ監査の実施。</li> </ul>	B	学校系ネットワーク機器のリプレースをはじめ、効率的なソフトウェア及びハードウェアの整備を行った。教職員対象のソフトウェアの有効活用を図る研修会やICT活用研修会及びセキュリティ研修会を充実させてきた。	検討 見直し
392	議会事務局	議事課	議会広報活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報提供</li> <li>・議会中継による情報提供</li> <li>・議会報（こしがや市議会だより）による情報提供</li> </ul>	A	外部評価で指摘されたアクセス率の向上を図るため、議会中継について周知する啓発記事を議会だよりに毎号掲載するなどして、引き続きさらなる改善に努めている。	現状 維持